

令和6年2月岡山県議会定例会提出予定案件

令和6年2月19日

件名	内容		
1 予算案件 (33)	(単位：千円)		
会計名	令和6年度	令和5年度	比較
一般会計			
岡山県一般会計	750,550,605	802,172,833	△ 51,622,228
特別会計			
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	95,059	104,509	△ 9,450
岡山県国民健康保険事業特別会計	168,410,283	173,559,181	△ 5,148,898
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	1,007,621	1,781,947	△ 774,326
岡山県造林事業等特別会計	32,253,504	33,678,055	△ 1,424,551
岡山県林業改善資金貸付金特別会計	704,291	749,294	△ 45,003
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	36,512	156,298	△ 119,786
岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	765,002	859,079	△ 94,077
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	247,893	377,651	△ 129,758
岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,400,000	1,400,000	
岡山県後樂園特別会計	311,156	288,880	22,276
岡山県港湾整備事業特別会計	2,268,021	2,647,323	△ 379,302
岡山県収入証紙等特別会計	2,326,858	4,451,670	△ 2,124,812
岡山県用品調達特別会計	327,082	342,661	△ 15,579
岡山県公債管理特別会計	168,363,819	170,398,783	△ 2,034,964
特別会計計	378,517,101	390,795,331	△ 12,278,230
企業会計			
岡山県営電気事業会計	4,395,529	3,508,864	886,665
岡山県営工業用水道事業会計	6,317,319	5,480,612	836,707
岡山県流域下水道事業会計	9,140,889	9,219,384	△ 78,495
企業会計計	19,853,737	18,208,860	1,644,877
合計	1,148,921,443	1,211,177,024	△ 62,255,581

件 名	内 容			
	会 計 名	既定予算額	補正予算額	計
一 般 会 計				
令和5年度岡山県一般会計補正予算（第6号）	844,322,134	△ 50,686,891		793,635,243
特 別 会 計				
令和5年度岡山県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	173,559,762	△ 2,061,132		171,498,630
令和5年度岡山県営食肉地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）	1,801,996	△ 5,508		1,796,488
令和5年度岡山県造林事業等特別会計補正予算（第3号）	33,680,610			33,680,610
令和5年度岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	156,298	△ 33,157		123,141
令和5年度岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	859,079		115,093	974,172
令和5年度岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	377,651	△ 25,927		351,724
令和5年度岡山県公共用地等取得事業特別会計補正予算（第1号）	1,400,000	△ 1,258,753		141,247
令和5年度岡山県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）	2,643,189	△ 64,402		2,578,787
令和5年度岡山県収入証紙等特別会計補正予算（第1号）	4,451,670		59,784	4,511,454
令和5年度岡山県用品調達特別会計補正予算（第1号）	342,661	△ 17,997		324,664
令和5年度岡山県公債管理特別会計補正予算（第1号）	170,398,783	△ 678,630		169,720,153
特別会計 計	390,814,382	△ 3,970,629		386,843,753
企 業 会 計				
令和5年度岡山県営電気事業会計補正予算（第3号）	3,514,315		281,750	3,796,065
令和5年度岡山県営工業用水道事業会計補正予算（第2号）	5,486,277		37,590	5,523,867
令和5年度岡山県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	9,865,938	△ 875,936		8,990,002
企業会計 計	18,866,530	△ 556,596		18,309,934
合 計	1,254,003,046	△ 55,214,116		1,198,788,930

件 名		内 容
2 事件案件 (9)	1 岡山県広域水道企業団出資について (1)	◎出資額 138,935千円以内
	2 包括外部監査契約の締結について (1)	◎地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しようとするもの 契約金額 12,540千円を上限とする額 契約の相手方 難波 徹 (公認会計士)
	3 公立大学法人岡山県立大学定款の変更について (1)	◎地方独立行政法人法の一部が改正されたことに伴い定款を変更するもの
	4 工事請負契約締結の変更について (3)	◎国道430号公共道路工事 (トンネル工) 工 期 (変更前) 令和3年10月4日から令和6年5月31日 (変更後) 令和3年10月4日から令和6年10月31日 請負金額 (変更前) 2,153,800,000円 (変更後) 2,299,902,000円 請 負 人 公共道路工事 (トンネル工) アイサワ工業 (株)・(株)ナイカイアーキット建設工事共同企業体 ◎一級河川砂川公共河川激特工事 (神原堰本体工) 工 期 令和3年10月4日から令和6年3月29日 請負金額 (変更前) 767,800,000円 (変更後) 904,123,000円 請 負 人 公共河川激特工事 (神原堰本体工) アイサワ工業 (株)・(株)荒木組建設工事共同企業体 ◎一級河川末政川公共河川工事 (大田橋下部工) 工 期 令和4年8月1日から令和6年3月22日 請負金額 (変更前) 431,299,000円 (変更後) 565,081,000円 請 負 人 公共河川工事 (大田橋下部工) 中村建設 (株)・(株)カザケン建設工事共同企業体
	5 河川法の規定に基づく一級河川の指定の廃止同意について (1)	◎河 川 数 1河川 河 川 名 高梁川水系高梁川派川 区 間 (上流端) 高梁川からの分派点 (下流端) 高梁川への合流点

件 名		内 容
6	県営土地改良事業等に対する市町村負担金について (1)	◎土地改良法、海岸法及び地方財政法に基づき、県営土地改良事業等により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させるもの
7	土木関係建設事業に対する市町村負担金について (1)	◎道路法、海岸法、下水道法、地方財政法及び岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例の規定に基づき、県の行う土木関係建設事業により利益を受ける市町村に対し、当該事業に要する費用の一部を負担させるもの
3	条例案件 (64)	別紙のとおり
4	その他 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について	◎道路管理瑕疵に係る事故の和解及び損害賠償額の決定について 1件 793,000円 ◎個人車両損傷に係る和解及び損害賠償額の決定について 2件 240,200円 ◎押収品窃取に係る和解及び損害賠償額の決定について 1件 3,266,000円

番号	題名	提案課	概要
1	岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	消防保安課	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、消防法に基づく危険物取扱者試験の実施等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法に基づく危険物取扱者試験の実施等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改める。</p> <p>(施行期日 令和6年5月1日)</p>
2	岡山県行政不服等審査会条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例	総務学事課 市町村課	<p>住民基本台帳法の一部改正に鑑み、同法に基づく附票本人確認情報の保護に関する審議会に係る事務を、岡山県行政不服等審査会が担任することとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 岡山県行政不服等審査会条例の一部改正 住民基本台帳法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する審議会に係る事務を、岡山県行政不服等審査会が担任することとする。 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例において引用する住民基本台帳法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 その他規定の整備を行う。 <p>（施行期日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日。ただし、3については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日）</p>
3	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	人 事 課	<p>災害救助法が適用された災害発生市町村の区域（県内を除く。）において行う避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務の実態に鑑み、当該業務に従事した職員に対して、特殊勤務手当を支給することとするものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の支給対象となる業務に、災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（県内を除く。）において行う避難所の運営業務その他の被災地支援に関する業務を加え、勤務1日につき710円を支給することとする。</p> <p>(施行期日 条例の公布の日)</p>

番号	題名	提案課	概要
4	岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例	人事課 子ども家庭課	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、福祉相談センターに勤務する職員に係る特殊勤務手当の支給対象となる業務及び支給額を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正 社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当のうち、福祉相談センターに勤務する職員に係るものの支給対象となる業務及び支給額を改める。 保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務に従事したもの 日額 390円 → 困難な問題を抱える女性に直接接して行う相談又は支援の業務に従事したもの 日額 560円 及び 保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務に従事したもの 日額 450円 (人事委員会規則で定める職員)</p> <p>2 岡山県福祉相談センター条例の一部改正 岡山県女性相談所の名称を岡山県女性相談支援センターに改める。</p> <p>3 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例において用いられている婦人相談所という用語を女性相談支援センターに、婦人相談員という用語を女性相談支援員に改める。</p> <p>4 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正 (1) 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例において用いられている婦人保護施設という用語を女性自立支援施設に改める。 (2) 女性自立支援施設の職員等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (3) 女性自立支援施設の安全計画の策定等の基準について、厚生労働省令と同一の基準を定める。</p> <p>5 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
5	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	人事課	<p>地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例において引用する地方自治法施行令の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
6	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	行政改革推進室	<p>事務事業の改善合理化及び新しい行政課題への対応を図るとともに、児童生徒数の動向を勘案し、職員等の定数を改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>職員等の定数を次のように改める。</p> <p>1 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人 → 7人</p> <p>2 教育委員会の事務部局の職員 354人 → 364人</p> <p>3 教育委員会の所管に属する県立学校の教職員及び県費負担教職員 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 4,988人 → 4,966人 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。） 2,673人 → 2,665人 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 3,292人 → 3,246人 特別支援学校 1,382人 → 1,394人 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	デジタル推進課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改める。</p> <p>2 知事が特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することができる法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に改める。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">（ 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 ）</p>
8	岡山県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例	財産活用課	<p>行政財産を使用する者の負担の公平性を確保するため、電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供する線路等を設置するために行政財産を使用する場合及び工作物の設置を目的として土地を使用する場合を統合する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供する線路等を設置するために行政財産を使用する場合及び工作物の設置を目的として土地を使用する場合を電柱その他の工作物の設置を目的として行政財産を使用する場合とし、その場合の使用料の額を電気通信事業法施行令別表第1及び岡山県道路占用料等徴収条例別表の規定に準じて知事が定める額とする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>

番号	題名	提案課	概要
			(施行期日 令和6年4月1日)
9	岡山県税条例及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例	税務課 会計課	<p>地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】 次の条例において引用する地方自治法施行令の条項の改正に係る部分について、規定の整備を行う。</p> <p>(1) 岡山県税条例 (2) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>
10	岡山県県民生活関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	中山間・地域振興課 市町村課	<p>政治資金規正法施行令の一部改正により、国会議員関係政治団体の少額領収書等の写し等に係るフレキシブルディスクカートリッジによる写しの交付が廃止されることに伴い、当該交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 政治資金規正法に基づく次の事務に係る手数料を廃止する。 (1) 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しに係るフレキシブルディスクカートリッジによる写しの交付 (2) 収支報告閲覧対象文書に係るフレキシブルディスクカートリッジによる写しの交付</p> <p>2 租税特別措置法施行令に基づく譲渡予定価額に関する申出に係る手数料の額を改定する。 1件につき 43,150円 → 45,110円</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>
11	岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例	くらし安全 安心課	<p>自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 目的（第1条関係） 自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 定義（第2条関係） この条例において、次の(1)から(8)までに掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 自転車 道路交通法（以下「法」という。）に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。</p> <p>(3) 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。</p> <p>(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。</p> <p>(5) 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(6) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。</p> <p>(7) 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。</p> <p>(8) 学校 学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。</p> <p>3 基本理念（第3条関係） 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な社会づくりに資するものであるという認識のもとに行われなければならない。</p> <p>4 県の責務（第4条関係） 県は、3の基本理念（5及び7において「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>5 県民等の役割（第5条関係） 県民等は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>6 自転車利用者の責務（第6条関係） 自転車利用者は、自転車は車両（法に規定する車両をいう。6において同じ。）であることを理解し、その運転者としての責任を自覚するとともに、道路の交通に関する法令を遵守して、他の歩行者及び車両が共に安全に通行することができるように配慮しなければならないこととする。</p> <p>7 事業者の役割（第7条関係） (1) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。 (2) 事業者は、国、県、市町村及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>8 市町村等との連携等（第8条関係） (1) 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、国、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。 (2) 県は、国、市町村及び関係団体が自転車の安全で適正な利用の促</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>進に関する施策を実施するときは、必要な協力を行うものとする。</p> <p>9 交通安全教育等（第9条関係）</p> <p>(1) 県は、県民等に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育、広報、啓発及び情報の提供を実施するものとする。</p> <p>(2) 事業者は、自転車通勤者及び事業で自転車を利用する従業員に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育及び情報の提供を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車を購入しようとする者（13(1)及び(2)において「自転車購入者」という。）又は自転車を借り受けようとする者（13(5)において「自転車借受者」という。）に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する情報の提供を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 学校の長は、児童、生徒又は学生に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。</p> <p>10 自転車の点検整備（第10条関係）</p> <p>(1) 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、事業の用に供し、又は貸付けの用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 保護者は、その監護する未成年が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。</p> <p>11 道路環境の整備（第11条関係）</p> <p>県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等（法に規定する自動車等をいう。）が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。</p> <p>12 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第12条関係）</p> <p>(1) 自転車利用者（未成年者を除く。以下同じ。）は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととする。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>(2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととする。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>(3) 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないことと</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>する。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>(4) 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととする。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。</p> <p>13 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（第13条関係）</p> <p>(1) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 事業者は、自転車通勤者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。</p> <p>(4) (2)の規定は、(3)の場合について準用する。</p> <p>(5) 自転車貸付事業者は、業として自転車を貸し付けるときは、自転車借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>14 情報の提供等（第14条関係）</p> <p>(1) 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、県民等に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>15 財政上の措置（第15条関係）</p> <p>県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>16 市町村条例との関係（第16条関係）</p> <p>市町村の条例中に、この条例で定める規定に相当する規定がある場合は、当該市町村の区域においては、この条例の規定は適用しないこととする。</p> <p style="text-align: right;">（ 施行期日 条例の公布の日。ただし、12及び13については、令和6年10月1日 ）</p>

番号	題名	提案課	概要
12	岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例	環境企画課	<p>岡山県環境保健センターにおいて行う試験検査等の業務の円滑な遂行を図るため、手数料の限度額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 次の業務に係る手数料の限度額を改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大気に関する試験検査等 1項目につき 1,960円～ 40,130円 → 1,990円～ 40,810円 2 水質、土壌、底質、廃棄物等に関する試験検査等 1件又は1項目につき 1,250円～ 225,840円 → 1,270円～ 229,700円 3 騒音に関する測定分析 1件につき 4,130円 → 4,200円 4 振動に関する測定分析 1件につき 2,810円 → 2,860円 5 医薬品等の試験検査 1件につき 5,270円～ 7,870円 → 5,360円～ 8,000円 6 食品、食品添加物、器具、容器包装及びおもちゃの試験検査等 1件又は1項目につき 820円～ 25,340円 → 830円～ 25,770円 7 ウイルス検査 1件又は1項目につき 10,430円 → 10,600円 8 放射能測定（温泉放射能測定を除く。） 1件につき 43,610円 → 44,350円 9 残留農薬、有害化学物質等に関する特殊な試験検査等 1件又は1項目につき 39,560円 → 45,140円 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日）</p>
13	岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	自然環境課	<p>温泉法に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 温泉法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の掘削の許可の申請に対する審査 1件につき 123,540円 → 125,230円 2 湧出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査 1件につき 113,340円 → 114,910円 <p style="text-align: right;">（施行期日 令和6年4月1日）</p>
14	岡山県立美術館条例の一部を改正する条例	文化振興課	<p>岡山県立美術館の円滑な管理運営を図るため、施設使用料等の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p>

番号	題名	提案課	概	要
			1 施設使用料の額を改定する。 (1) ホール 時間区分により 33,930円～ 130,490円 → 34,500円～ 132,700円 (2) 講義室 時間区分により 13,610円～ 33,920円 → 13,840円～ 34,490円 2 附属設備使用料の額を改定する。 (1) ホール ア 所作舞台 1式 1回につき 4,870円 → 4,990円 イ つけ舞台 1式 1回につき 2,550円 → 2,610円 ウ 仮設花道 1式 1回につき 4,870円 → 4,990円 エ びょうぶ 1双 1回につき 880円 → 900円 オ 太鼓 1式 1回につき 880円 → 900円 カ 演台 1式 1回につき 880円 → 900円 キ ピアノ 1台 1回につき 9,950円 → 10,160円 ク 調光装置 1式 1回につき 5,650円 → 5,760円 ケ シーリングスポットライト 1列 1回につき 2,550円 → 2,610円 コ ボーダーライト 1列 1回につき 1,880円 → 1,920円 サ スポットライト 1台 1回につき 1,880円 → 1,920円 シ ピンスポットライト 1台 1回につき 1,210円 → 1,240円 ス 映写機 (16ミリ) 1台 1回につき 2,850円 → 2,920円 セ 映写機 (35ミリ) 1組 1回につき 9,310円 → 9,510円 ソ 音響基本システム 1式 1回につき 7,430円 → 7,590円 タ コンパクトディスクプレーヤー 1式 1回につき 980円 → 1,000円 チ レコードプレーヤー 1式 1回につき 980円 → 1,000円 ツ 録音装置	

番号	題名	提案課	概要
			<p>1台 1回につき 1,210円 → 1,240円 テ ダイナミックマイクロホン 1本 1回につき 1,210円 → 1,240円 ト コンデンサーマイクロホン 1本 1回につき 1,210円 → 1,240円 ナ 集音マイクロホン 1組 1回につき 1,210円 → 1,240円 ニ ワイヤレスマイクロホン 1本 1回につき 2,550円 → 2,610円 ヌ 舞台用可動スピーカー 1組 1回につき 1,880円 → 1,920円 ネ 舞台用モニタースピーカー 1組 1回につき 1,880円 → 1,920円 (2) 講義室 ア ビデオプロジェクターシステム 1式 1回につき 5,650円 → 5,760円 イ スライド映写機 1台 1回につき 1,210円 → 1,240円 ウ オーバーヘッドプロジェクター 1台 1回につき 310円 → 320円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
15	岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例	文化振興課	<p>岡山県おかやま旧日銀ホールの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 ホール 1時間につき 6,380円 → 6,480円</p> <p>2 スタジオ 1時間につき 3,270円 → 3,330円 又は3,700円 又は3,770円</p> <p>3 ギャラリー 1時間につき 1,900円 → 1,930円 又は2,330円 又は2,370円</p> <p>4 芸術・文化ワークルーム 全室 1時間につき 2,970円 → 3,020円 又は3,390円 又は3,450円 3分の2室 1時間につき 1,900円 → 1,930円 又は2,230円 又は2,270円 3分の1室 1時間につき 1,040円 → 1,050円 又は1,160円 又は1,180円</p> <p>5 会議室1 1時間につき 940円 → 950円 又は1,160円 又は1,180円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>6 会議室 2</p> <p>1 時間につき</p> <p style="text-align: right;">740円 → 750円 又は940円 又は950円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
16	岡山県天神山文化プラザ条例の一部を改正する条例	文化振興課	<p>岡山県天神山文化プラザの円滑な管理運営を図るため、展示室等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の展示室の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第1展示室 1 週間につき 29,850円～ 122,920円 → 30,620円～ 126,110円</p> <p>(2) 第2展示室 1 週間につき 37,260円～ 101,870円 → 38,220円～ 104,510円</p> <p>(3) 第3展示室 1 週間につき 67,470円 → 69,220円</p> <p>(4) 第4展示室 1 週間につき 34,060円 → 34,940円</p> <p>(5) 第5展示室 1 週間につき 29,420円 → 30,180円</p> <p>2 次のホール等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) ホール 1 時間につき 3,160円 → 3,240円</p> <p>(2) 第4練習室 1 時間につき 350円 → 360円</p> <p>(3) 第1会議室 1 時間につき 350円 → 360円</p> <p>3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) グランドピアノ 1 台 1 回につき 2,110円 → 2,160円</p> <p>(2) 七宝電気炉 1 台 1 回につき 840円 → 860円</p> <p>(3) プロジェクター 1 台 1 回につき 630円 → 640円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
17	岡山武道館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山武道館の円滑な管理運営を図るため、主道場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主道場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 入場料を徴収しない場合 ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物</p>

番号	題名	提案課	概	要
			午前8時～正午 6,910円 → 7,040円 正午～午後5時 9,250円 → 9,420円 午後5時～午後10時 16,190円 → 16,490円 午前8時～午後10時 25,310円 → 25,790円 午後10時以後の延長料 1時間につき 4,610円 → 4,690円	
			イ 営利又は宣伝を目的としない催物	
			午前8時～正午 42,300円 → 43,100円 正午～午後5時 65,670円 → 66,910円 午後5時～午後10時 84,970円 → 86,580円 午前8時～午後10時 160,300円 → 163,340円 午後10時以後の延長料 1時間につき 23,020円 → 23,450円	
			ウ その他の催物	
			午前8時～正午 115,860円 → 118,060円 正午～午後5時 152,610円 → 155,500円 午後5時～午後10時 231,890円 → 236,290円 午前8時～午後10時 382,740円 → 390,010円 午後10時以後の延長料 1時間につき 57,840円 → 58,930円	
			(2) 入場料を徴収する場合	
			ア アマチュアスポーツ又は学生、生徒若しくは児童により行われる催物	
			午前8時～正午 11,550円 → 11,760円 正午～午後5時 18,120円 → 18,460円 午後5時～午後10時 30,380円 → 30,950円 午前8時～午後10時 49,010円 → 49,940円 午後10時以後の延長料 1時間につき 10,600円 → 10,800円	
			イ その他の催物	
			午前8時～正午 127,450円 → 129,870円 正午～午後5時 183,500円 → 186,980円 午後5時～午後10時 243,480円 → 248,100円 午前8時～午後10時 460,040円 → 468,780円 午後10時以後の延長料 1時間につき 57,840円 → 58,930円	
			2 主道場の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。	
			(1) 冷房設備	
			1時間につき 13,200円 → 13,470円	
			(2) 暖房設備	
			1時間につき 17,600円 → 17,960円	
			3 練習道場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。	
			午前8時～正午 6,800円 → 6,940円	
			正午～午後5時 8,500円 → 8,670円	

番号	題名	提案課	概要
			<p>午前8時～午後5時 15,300円 → 15,620円 午後5時以後の利用 1時間につき 1,700円 → 1,730円</p> <p>4 練習道場の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 冷房設備 1時間につき 4,260円 → 4,340円 (2) 暖房設備 1時間につき 4,320円 → 4,410円</p> <p>5 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。 (1) 照明用バトン 1日につき 3,190円 → 3,250円 (2) 放送設備（マイクロホン1本を含む。） 1日につき 1,700円 → 1,730円 (3) バックスクリーン 1日につき 1,700円 → 1,730円 (4) 暗幕 1日につき 4,810円 → 4,910円 （施行期日 令和6年4月1日）</p>
18	岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県津山総合体育館及び岡山県津山東体育館の円滑な管理運営を図るため、体育館等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 1 体育館の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。 (1) 入場料を徴収しない場合 ア アマチュアスポーツ又は児童、生徒、学生等により行われる催物 午前8時～正午 4,670円 → 4,760円 正午～午後5時 6,030円 → 6,150円 午後5時～午後10時 10,050円 → 10,260円 午前8時～午後10時 16,020円 → 16,350円 午後10時以後の延長料 1時間につき 3,420円 → 3,490円 イ 営利又は宣伝を目的としない催物 午前8時～正午 23,350円 → 23,840円 正午～午後5時 34,880円 → 35,610円 午後5時～午後10時 46,200円 → 47,170円 午前8時～午後10時 86,310円 → 88,120円 午後10時以後の延長料 1時間につき 11,930円 → 12,180円 ウ その他の催物 午前8時～正午 64,310円 → 65,660円 正午～午後5時 84,630円 → 86,400円 午後5時～午後10時 127,480円 → 130,150円 午前8時～午後10時 212,230円 → 216,680円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>午後10時以後の延長料 1時間につき 32,780円 → 33,460円</p> <p>(2) 入場料を徴収する場合</p> <p>ア アマチュアスポーツ又は児童、生徒、学生等により行われる催物</p> <p>午前8時～正午 7,300円 → 7,450円 正午～午後5時 11,930円 → 12,180円 午後5時～午後10時 19,370円 → 19,770円 午前8時～午後10時 31,420円 → 32,070円 午後10時以後の延長料 1時間につき 6,030円 → 6,150円</p> <p>イ その他の催物</p> <p>午前8時～正午 68,080円 → 69,500円 正午～午後5時 102,230円 → 104,370円 午後5時～午後10時 135,130円 → 137,960円 午前8時～午後10時 252,570円 → 257,870円 午後10時以後の延長料 1時間につき 32,780円 → 33,460円</p> <p>2 柔道場及び剣道場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 団体使用</p> <p>ア 午前 1,990円 → 2,030円 イ 午後 2,500円 → 2,550円 ウ 全日 4,490円 → 4,580円</p> <p>(2) 個人使用</p> <p>ア 高校生以下の者 3月につき 1,040円 → 1,060円</p> <p>イ その他</p> <p>(ア) 1月につき 610円 → 620円 (イ) 3月につき 1,480円 → 1,510円</p> <p>3 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 電光得点表示器 1日につき 800円 → 810円</p> <p>(2) 演台 1式1日につき 650円 → 660円</p> <p>(3) 放送器具 1式1日につき 1,360円 → 1,380円</p> <p>(4) テープレコーダー 1台1日につき 800円 → 810円</p> <p>(5) 照明用バトン 1日につき 2,630円 → 2,680円</p> <p>(6) どん帳 1日につき 2,630円 → 2,680円</p> <p>(7) 暗幕 1日につき 2,630円 → 2,680円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(8) バックスクリーン等幕類 1種類1日につき 1,360円 → 1,380円</p> <p>(9) ステージ 1日につき 2,680円 → 2,720円</p> <p>4 次の施設等の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 体育館 1時間につき 13,730円又は17,030円 → 14,010円又は17,380円</p> <p>(2) 柔道場 1時間につき 2,730円又は3,830円 → 2,780円又は3,910円</p> <p>(3) 剣道場 1時間につき 2,730円又は3,830円 → 2,780円又は3,910円</p> <p>(4) トレーニング室 1時間につき 1,630円又は2,730円 → 1,660円又は2,780円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
19	岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県美作ラグビー・サッカー場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主競技場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,800円 → 1,830円 ～10,050円 → ～10,260円 イ その他の者 時間区分により 2,720円 → 2,770円 ～15,080円 → ～15,390円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 13,610円 → 13,890円 ～75,420円 → ～77,000円</p> <p>2 補助競技場（芝）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 1,450円 → 1,480円 ～8,330円 → ～8,500円 イ その他の者 時間区分により 2,270円 → 2,310円 ～12,560円 → ～12,820円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 11,410円 → 11,640円 ～62,850円 → ～64,160円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>3 補助競技場（芝）の練習使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 1,350円 → 1,370円 又は1,450円 → 又は1,480円</p> <p>イ その他の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 2,140円 → 2,180円 又は2,270円 → 又は2,310円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 10,780円 → 11,000円 又は11,410円 → 又は11,640円</p> <p>4 補助競技場（クレー）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 1,240円 → 1,260円 ～6,730円 → ～6,870円</p> <p>イ その他の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 1,800円 → 1,830円 ～10,050円 → ～10,260円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 9,130円 → 9,320円 ～50,280円 → ～51,330円</p> <p>5 補助競技場（クレー）の練習使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 1,130円 → 1,150円 又は1,240円 → 又は1,260円</p> <p>イ その他の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 1,690円 → 1,720円 又は1,800円 → 又は1,830円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 8,560円 → 8,730円 又は9,130円 → 又は9,320円</p> <p>6 ミーティング広場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 790円 → 800円 ～4,210円 → ～4,290円</p> <p>イ その他の者</p> <p style="padding-left: 40px;">時間区分により 1,130円 → 1,150円 ～6,280円 → ～6,410円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>時間区分により 5,710円 → 5,820円 ~31,420円 → ~32,070円</p> <p>7 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 放送設備 1式1日につき 1,240円 → 1,260円</p> <p>(2) テント 1張り1日につき 860円 → 870円</p> <p>(3) 照明設備 1時間につき 3,650円 → 3,720円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
20	岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県備前テニスセンターの円滑な管理運営を図るため、テニスコート等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 テニスコート（センターコート）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 5,650円 → 5,760円 ~29,950円 → ~30,570円 イ その他の者 時間区分により 8,420円 → 8,590円 ~45,030円 → ~45,970円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 時間区分により 42,100円 → 42,980円 ~225,430円 → ~230,160円</p> <p>2 テニスコート（センターコート）の一般使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 1時間につき 1,480円 → 1,510円 イ その他の者 1時間につき 2,260円 → 2,300円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外 1時間につき 11,200円 → 11,430円</p> <p>3 テニスコート（サブコート）の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ ア 高校生以下の者 時間区分により 490円 → 490円 ~2,460円 → ~2,500円 イ その他の者</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>時間区分により 700円 → 710円 ～3,710円 → ～3,770円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 3,560円 → 3,620円 ～18,530円 → ～18,840円</p> <p>4 テニスコート（サブコート）の一般使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>アマチュアスポーツ以外</p> <p>1時間につき 2,270円 → 2,300円</p> <p>5 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 会議室A</p> <p>1時間につき 550円 → 560円</p> <p>(2) メーンスタンドの更衣室</p> <p>1室1日につき 550円 → 560円</p> <p>(3) 会議室B</p> <p>1時間につき 550円 → 560円</p> <p>6 次の器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) テント</p> <p>1張り1日につき 860円 → 870円</p> <p>(2) 放送設備</p> <p>1式1日につき 1,120円 → 1,140円</p> <p>7 会議室Aの冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 冷房設備</p> <p>1時間につき 660円 → 670円</p> <p>(2) 暖房設備</p> <p>1時間につき 630円 → 640円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
21	岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県津山陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 主競技場の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 1,930円 → 1,970円 ～10,470円 → ～10,700円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 2,920円 → 2,980円 ～15,700円 → ～16,040円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 14,650円 → 14,970円 ～78,560円 → ～80,280円</p> <p>2 多目的広場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p>

番号	題名	提案課	概	要
			<p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 200円 → 200円 ~1,250円 → ~1,270円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 300円 → 300円 ~1,880円 → ~1,920円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 1,560円 → 1,590円 ~9,420円 → ~9,620円</p>	
			<p>3 スケート場の専用使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) アマチュアスポーツ</p> <p>ア 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 13,080円 → 13,360円 ~69,760円 → ~71,290円</p> <p>イ その他の者</p> <p>時間区分により 19,630円 → 20,060円 ~104,750円 → ~107,050円</p> <p>(2) アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 98,200円 → 100,360円 ~523,800円 → ~535,320円</p>	
			<p>4 スケート場の個人使用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 中学生及び高校生</p> <p>1回につき 680円 → 690円</p> <p>(2) その他の者</p> <p>1回につき 1,030円 → 1,050円</p>	
			<p>5 器具及び設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) テント</p> <p>1張り1日につき 820円 → 830円</p> <p>(2) 陸上競技用器具</p> <p>1式1日につき 4,500円 → 4,590円</p> <p>(3) 球技用器具</p> <p>ア アマチュアスポーツ</p> <p>1台1日につき 510円 → 520円</p> <p>イ アマチュアスポーツ以外のもの</p> <p>1台1日につき 2,640円 → 2,690円</p> <p>(4) 照明設備（主競技場）</p> <p>1時間につき 10,470円 → 10,700円</p> <p>(5) 照明設備（多目的広場及びスケート場（専用使用に限る。））</p> <p>1時間につき 1,030円 → 1,050円</p> <p>(6) 放送設備</p> <p>1式1日につき 1,050円 → 1,070円</p>	
				(施行期日 令和6年4月1日)

番号	題名	提案課	概要
22	岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課	<p>岡山県笠岡陸上競技場の円滑な管理運営を図るため、主競技場の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 主競技場の専用利用に係る利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 アマチュアスポーツ</p> <p>(1) 高校生以下の者</p> <p>時間区分により 1,630円 → 1,670円 ～9,370円 ～9,610円</p> <p>(2) その他の者</p> <p>時間区分により 2,490円 → 2,550円 ～14,050円 ～14,410円</p> <p>2 アマチュアスポーツ以外</p> <p>時間区分により 12,450円 → 12,770円 ～70,300円 ～72,120円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
23	貸付金の返還免除に関する条例の一部を改正する条例	医療推進課	<p>児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】 貸付金の返還免除に関する条例において引用する児童福祉法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
24	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例の一部を改正する条例	医療推進課	<p>医療法施行規則の一部改正に鑑み、病院の人員の基準を改めるものである。</p> <p>【主な内容】 病院の人員の基準について、医療法施行規則と同一の基準に改める。</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
25	岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	医療推進課 健康推進課 生活衛生課 医薬安全課	<p>食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 食品衛生法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 1件につき 151,360円 → 153,000円</p> <p>(2) 講習会の登録の申請に対する審査 1件につき 90,720円 → 91,700円</p> <p>(3) 営業の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 飲食店営業 1件につき 8,500円又は17,000円 → 8,600円又は17,100円</p> <p>イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p>

番号	題名	提案課	概	要
			1件につき 7,000円 →	7,080円
			ウ 食肉販売業	
			1件につき	
			5,250円又は10,500円 →	5,310円又は10,600円
			エ 魚介類販売業	
			1件につき	
			5,250円又は10,500円 →	5,310円又は10,600円
			オ 魚介類競り売り営業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			カ 集乳業	
			1件につき 17,000円 →	17,100円
			キ 乳処理業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			ク 特別牛乳搾取処理業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			ケ 食肉処理業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			コ 食品の放射線照射業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			サ 菓子製造業	
			1件につき	
			8,500円又は17,000円 →	8,600円又は17,100円
			シ アイスクリーム類製造業	
			1件につき 17,000円 →	17,100円
			ス 乳製品製造業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			セ 清涼飲料水製造業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			ソ 食肉製品製造業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			タ 水産製品製造業	
			1件につき 17,000円 →	17,100円
			チ 氷雪製造業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			ツ 液卵製造業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			テ 食用油脂製造業	
			1件につき 23,000円 →	23,200円
			ト みそ又はしょうゆ製造業	
			1件につき 17,000円 →	17,100円
			ナ 酒類製造業	
			1件につき 17,000円 →	17,100円
			ニ 豆腐製造業	
			1件につき 17,000円 →	17,100円

番号	題名	提案課	概要
			<p>ヌ 納豆製造業 1件につき 17,000円 → 17,100円</p> <p>ネ 麺類製造業 1件につき 17,000円 → 17,100円</p> <p>ノ そうざい製造業 1件につき 23,000円 → 23,200円</p> <p>ハ 複合型そうざい製造業 1件につき 34,500円 → 34,800円</p> <p>ヒ 冷凍食品製造業 1件につき 23,000円 → 23,200円</p> <p>フ 複合型冷凍食品製造業 1件につき 34,500円 → 34,800円</p> <p>ヘ 漬物製造業 1件につき 17,000円 → 17,100円</p> <p>ホ 密封包装食品製造業 1件につき 23,000円 → 23,200円</p> <p>マ 食品の小分け業 1件につき 17,000円 → 17,100円</p> <p>ミ 添加物製造業 1件につき 23,000円 → 23,200円</p> <p>2 理容師法に基づく理容所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 16,850円 → 17,000円</p> <p>3 栄養士法施行令に基づく栄養士名簿の訂正及び栄養士免許証の書換え交付に係る手数料の額を改定する。 1件につき 3,260円 → 3,300円</p> <p>4 大麻取締法に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 6,980円 → 7,000円</p> <p>5 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 8,700円 → 8,710円</p> <p>6 保健師助産師看護師法に基づく3年以内の業務の停止の処分を受けた准看護師又は准看護師に係る再免許を受けようとする者に対する准看護師再教育研修に係る手数料の額を改定する。 1件につき 89,500円 → 90,400円</p> <p>7 医療法に基づく診療所又は助産所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。 (1) 診療所 1件につき 22,210円 → 22,700円 (2) 助産所（実地の検査を行わない場合） 1件につき 8,030円 → 8,060円</p> <p>8 クリーニング業法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) クリーニング所の構造設備の検査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 16,850円 → 17,000円</p> <p>(2) クリーニング師試験の実施</p> <p>1件につき 9,120円 → 9,160円</p> <p>9 毒物及び劇物取締法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>1件につき 6,720円 → 6,760円</p> <p>(2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>1件につき 13,720円 → 13,750円</p> <p>(3) 毒物劇物取扱者試験の実施</p> <p>1件につき 11,000円 → 11,100円</p> <p>(4) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査</p> <p>1件につき 6,460円 → 6,470円</p> <p>10 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付</p> <p>1件につき 2,410円 → 2,440円</p> <p>(2) 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付</p> <p>1件につき 4,020円 → 4,060円</p> <p>11 覚醒剤取締法に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 11,880円 → 11,890円</p> <p>12 と畜場法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) と畜場の設置の許可の申請に対する審査</p> <p>ア 一般と畜場</p> <p>1件につき 22,450円 → 22,700円</p> <p>イ 簡易と畜場</p> <p>1件につき 10,080円 → 10,700円</p> <p>(2) 獣畜のとさつ又は解体の検査</p> <p>ア 牛(生体重60キログラム以内の子牛を除く。)</p> <p>1件につき 760円 → 770円</p> <p>イ 馬</p> <p>1件につき 760円 → 770円</p> <p>13 美容師法に基づく美容所の構造設備の検査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 16,850円 → 17,000円</p> <p>14 調理師法施行令に基づく調理師免許証の書換え交付に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 3,220円 → 3,280円</p> <p>15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 地域連携薬局の認定の申請及び認定の更新の申請に対する審査</p> <p>1件につき 11,000円 → 11,100円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(2) 専門医療機関連携薬局の認定の申請及び認定の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円 → 11,100円</p> <p>(3) 医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の手換え交付 1件につき 2,120円 → 2,130円</p> <p>(4) (3)の身分証明書の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(5) 一般用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験の実施 1件につき 15,000円 → 15,200円</p> <p>(6) 医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査 1件につき 7,260円 → 7,340円</p> <p>(7) 高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業及び貸与業の許可の申請に対する審査 1件につき 29,980円 → 30,400円</p> <p>(8) (7)の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 12,060円 → 12,300円</p> <p>(9) 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 29,980円 → 30,500円</p> <p>(10) (9)の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 12,070円 → 12,300円</p> <p>(11) 医薬品の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験に合格した者とみなされる者の登録の申請に対する審査 1件につき 7,260円 → 7,340円</p> <p>(12) 薬局開設の許可証の手換え交付 1件につき 2,120円 → 2,170円</p> <p>(13) (12)の許可証の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(14) 地域連携薬局等の認定証の手換え交付 1件につき 2,120円 → 2,140円</p> <p>(15) (14)の認定証の再交付 1件につき 2,920円 → 2,950円</p> <p>(16) 医薬品等の製造販売業の許可証の手換え交付 1件につき 2,150円 → 2,180円</p> <p>(17) (16)の許可証の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(18) 医薬品等の製造業の許可証の手換え交付 1件につき 2,120円 → 2,130円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(19) (18)の許可証の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(20) 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付 1件につき 2,120円 → 2,140円</p> <p>(21) (20)の登録証の再交付 1件につき 2,920円 → 2,950円</p> <p>(22) 医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査の基準確認証の書換え交付 1件につき 2,120円 → 2,140円</p> <p>(23) (22)の基準確認証の再交付 1件につき 2,920円 → 2,950円</p> <p>(24) 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）又は体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,170円 → 2,200円</p> <p>(25) (24)の許可証の再交付 1件につき 2,970円 → 3,010円</p> <p>(26) 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付 1件につき 2,170円 → 2,200円</p> <p>(27) (26)の登録証の再交付 1件につき 2,970円 → 3,010円</p> <p>(28) 再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,170円 → 2,200円</p> <p>(29) (28)の許可証の再交付 1件につき 2,970円 → 3,010円</p> <p>(30) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付 1件につき 2,120円 → 2,170円</p> <p>(31) (30)の許可証の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(32) 医療機器の修理業の許可証の書換え交付 1件につき 2,120円 → 2,130円</p> <p>(33) (32)の許可証の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(34) 医薬品等の製造販売業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 許可の区分に応じ、 1件につき → 1件につき 7,430円～150,200円 7,540円～152,200円</p> <p>(35) (34)の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 許可の更新の区分に応じ、 1件につき → 1件につき 4,630円～138,550円 4,750円～140,100円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(36) 医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 1件につき 11,110円～90,200円 → 許可の区分に応じ、 1件につき 11,400円～91,400円</p> <p>(37) (36)の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 1件につき 5,960円～51,010円 → 許可の更新の区分に応じ、 1件につき 5,970円～51,600円</p> <p>(38) (36)の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 1件につき 30,980円～81,370円 → 許可の区分に応じ、 1件につき 31,300円～82,200円</p> <p>(39) 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査 登録の区分に応じ、 1件につき 33,650円～47,750円 → 登録の区分に応じ、 1件につき 34,000円～48,300円</p> <p>(40) (39)の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 24,250円 → 24,500円</p> <p>(41) 医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査 承認の区分に応じ、 1件につき 90円～213,100円 → 承認の区分に応じ、 1件につき 90円～215,900円</p> <p>(42) 医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査 ア 承認の申請に対する調査 調査の区分に応じ、 1品目につき 24,000円～71,000円 → 調査の区分に応じ、 1品目につき 24,200円～71,800円 イ 一定期間経過後に行う調査 調査の区分に応じ、 1件につき56,000円～128,000円に 1品目につき500円～3,000円を 加えた額 → 調査の区分に応じ、 1件につき56,600円～129,400円に 1品目につき500円～3,030円を 加えた額 ウ 知事が必要と認めるときに行う調査 調査の区分に応じ、 1件につき56,000円～128,000円に 1品目につき500円～3,000円を 加えた額 → 調査の区分に応じ、 1件につき56,600円～129,400円に 1品目につき500円～3,030円を 加えた額</p> <p>(43) 医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査 承認の区分に応じ、 1件につき 90円～108,350円 → 承認の区分に応じ、 1件につき 90円～109,500円</p> <p>(44) 医薬品等の製造工程の区分ごとの適合性の調査 調査の区分に応じ、 調査の区分に応じ、</p>

番号	題名	提案課	概	要
			1件につき56,000円～128,000円に 1品目につき500円～3,000円を 加えた額に1業者につき 5,000円～10,000円を加えた額 (45)変更計画に係る適合性の確認 確認の区分に応じ、 1品目につき 24,000円～71,000円 (46)医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 許可の区分に応じ、 1件につき 95,960円～151,360円 (47)(46)の許可の更新の申請に対する審査 許可の更新の区分に応じ、 1件につき 77,080円～146,200円 (48)医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査 1件につき 37,930円 → 38,300円 (49)(48)の登録の更新の申請に対する審査 1件につき 28,580円 → 29,200円 (50)再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査 1件につき 151,360円 → 153,000円 (51)(50)の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 139,270円 → 140,800円 (52)医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 49,070円 → 49,100円 (53)医療機器の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 1件につき 18,170円 → 18,300円 (54)輸出用の医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の適合性の調査 ア 製造の申請に対する調査 調査の区分に応じ、 1品目につき 24,000円～71,000円 イ 一定期間経過後に行う調査 調査の区分に応じ、 1件につき56,000円～128,000円に 1品目につき500円～3,000円を 加えた額	1件につき56,600円～129,400円に → 1品目につき500円～3,030円を 加えた額に1業者につき 5,050円～10,100円を加えた額 確認の区分に応じ、 → 1品目につき 24,200円～71,800円 許可の区分に応じ、 → 1件につき 97,000円～153,000円 許可の更新の区分に応じ、 → 1件につき 78,600円～147,800円 38,300円 29,200円 153,000円 140,800円 49,100円 18,300円 調査の区分に応じ、 → 1品目につき 24,200円～71,800円 調査の区分に応じ、 → 1件につき56,600円～129,400円に 1品目につき500円～3,030円を 加えた額 2,050円 → 2,120円 2,950円 → 3,040円

番号	題名	提案課	概要
			<p>16 製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証の再交付に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 3,540円 → 3,580円</p> <p>17 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく次の事業の登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 建築物清掃業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>(2) 建築物空気環境測定業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>(3) 建築物空気調和用ダクト清掃業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>(4) 建築物飲料水水質検査業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>(5) 建築物飲料水貯水槽清掃業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>(6) 建築物排水管清掃業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>(7) 建築物ねずみ昆虫等防除業</p> <p>1件につき 35,130円 → 35,330円</p> <p>18 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 15,300円 → 15,400円</p> <p>(2) (1)の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>1件につき 15,300円 → 15,400円</p> <p>(3) 動物取扱責任者研修の実施</p> <p>1件につき 1,550円 → 1,570円</p> <p>(4) 特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 14,450円 → 14,460円</p> <p>(5) 第一種動物取扱業の登録証の再交付</p> <p>1件につき 2,000円 → 2,020円</p> <p>(6) 特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付</p> <p>1件につき 2,000円 → 2,020円</p> <p>19 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 10,890円 → 11,000円</p> <p>(2) 食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 151,360円 → 153,100円</p> <p>(3) 講習会の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 90,720円 → 91,700円</p> <p>20 母体保護法施行令に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 2,430円 → 2,450円</p>

番号	題名	提案課	概要
			(施行期日 令和6年4月1日)
26	岡山県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例の一部を改正する条例	健康推進課	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 岡山県精神保健福祉センター条例の一部改正 岡山県精神保健福祉センター条例において用いられている指導という用語を援助に改める。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例の一部改正 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科病院の管理者の報告に関する条例において引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
27	岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例	健康推進課	<p>岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>次の検査等又は施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 人間ドック <ol style="list-style-type: none"> 1回につき 39,200円 → 39,900円 健康実践講座 <ol style="list-style-type: none"> 1講座につき 1,250円 → 1,270円 施設自由利用 <ol style="list-style-type: none"> 3時間につき 1,030円 → 1,040円 1月につき 7,850円 → 7,980円 健康増進指導體験 <ol style="list-style-type: none"> 1回につき 1,770円 → 1,800円 筋力測定 <ol style="list-style-type: none"> 1回につき 7,850円 → 8,000円 体脂肪測定 <ol style="list-style-type: none"> 1回につき 1,030円 → 1,050円 骨強度測定 <ol style="list-style-type: none"> 1回につき 1,030円 → 1,050円 多目的聴講室 <ol style="list-style-type: none"> 3時間まで 3,750円 → 3,810円 3時間を超え、1時間までごとに 1,250円 → 1,270円 大会議室 <ol style="list-style-type: none"> 3時間まで 12,840円 → 13,050円 3時間を超え、1時間までごとに 4,280円 → 4,350円 小会議室 <ol style="list-style-type: none"> 3時間まで 3,150円 → 3,180円 3時間を超え、1時間までごとに 1,050円 → 1,060円

番号	題名	提案課	概要
			政令第13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。 (施行期日 令和6年4月1日)
31	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例	福祉企画課	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の円滑な管理運営を図るため、プロジェクターの利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 プロジェクターの利用料金の基準額を改定する。 1式1回につき 930円 → 940円 (施行期日 令和6年4月1日)
32	社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	指導監査室	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、入居申込者に対する説明等の基準を改めるものである。 【主な内容】 入居申込者に対する説明等の基準について、厚生労働省令と同一の基準に改める。 (施行期日 条例の公布の日)
33	岡山県子ども・福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	指導監査室 長寿社会課	介護保険法に基づく介護支援専門員の登録等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 介護保険法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 1 介護支援専門員の登録 1件につき 1,600円 → 1,640円 2 介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査 1件につき 1,230円 → 1,240円 3 介護支援専門員証の交付の申請に対する審査 1件につき 2,660円 → 2,690円 4 介護支援専門員証の有効期間の更新の申請に対する審査 1件につき 2,760円 → 2,790円 5 介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 64,350円 → 64,360円 6 介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 34,010円 → 34,450円 7 介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 64,350円 → 65,360円 8 介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査 1件につき 33,520円 → 33,950円 9 介護支援専門員証の書換え交付 1件につき 2,770円 → 2,800円 10 介護支援専門員証の再交付 1件につき 3,380円 → 3,420円

番号	題名	提案課	概要
			(施行期日 令和6年4月1日)
34	岡山県総合展示場コンベックス岡山条例の一部を改正する条例	企業誘致・投資促進課	<p>岡山県総合展示場コンベックス岡山の円滑な管理運営を図るため、展示場等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の展示場の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 大展示場 1時間につき 57,070円 → 58,550円</p> <p>(2) 中展示場 1時間につき 38,720円 → 39,720円</p> <p>(3) 小展示場 1時間につき 29,060円 → 29,810円</p> <p>(4) 屋外展示場 1時間につき 8,910円 → 9,140円</p> <p>2 次の展示場の附属設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 冷暖房設備</p> <p>ア 大展示場 1時間につき 24,180円 → 24,800円</p> <p>イ 中展示場 1時間につき 16,430円 → 16,850円</p> <p>ウ 小展示場 1時間につき 9,010円 → 9,240円</p> <p>(2) 水道設備 利用量1m³につき 460円 → 470円</p> <p>3 次の会議室等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 国際会議場 1時間につき 9,850円 → 10,100円</p> <p>(2) バンケットホール 1時間につき 4,980円 → 5,100円</p> <p>(3) 中会議室 1時間につき 2,850円 → 2,920円</p> <p>(4) 小会議室 1時間につき 1,470円 → 1,500円</p> <p>(5) レストラン・売店 1m²1月につき 1,260円 → 1,290円</p> <p>4 次の設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 同時通訳装置 1式1日につき 31,820円 → 32,640円</p> <p>(2) 会議進行管理表示装置 1式1日につき 21,210円 → 21,760円</p> <p>(3) ビデオプロジェクター 1台1日につき 53,040円 → 54,410円</p> <p>(4) 可動席装置 1式1日につき 53,040円 → 54,410円</p>

番号	題名	提案課	概要
			(施行期日 令和6年4月1日)
35	岡山県工業技術センター手数料等徴収条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県工業技術センターにおいて行う試験等に係る事務の円滑な遂行を図るため、金属に関する分析に係る手数料等の限度額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 分析手数料の限度額を改定する。</p> <p>(1) 金属に関する分析 1項目につき 7,200円 → 7,330円</p> <p>(2) 工業薬品に関する分析 1項目につき 5,830円 → 5,940円</p> <p>(3) 窯業及び鉱物に関する分析 1項目につき 6,740円 → 6,830円</p> <p>(4) 醸造及び食品に関する分析 1項目につき 3,760円 → 3,810円</p> <p>(5) ゴム及び樹脂に関する分析 1項目につき 4,400円 → 4,470円</p> <p>(6) 機器による分析 1項目につき 39,650円 → 62,130円</p> <p>2 試験及び鑑定手数料の限度額を改定する。</p> <p>(1) 窯業及び鉱物に関する試験 1項目につき 17,930円 → 18,210円</p> <p>(2) 醸造及び食品に関する試験 1項目につき 13,240円 → 13,510円</p> <p>3 測定手数料の限度額を改定する。</p> <p>(1) 形状測定 1項目又は1箇所につき 5,610円 → 5,710円</p> <p>(2) 特殊測定 1項目につき 33,280円 → 33,950円</p> <p>4 試料調整に係る前処理手数料の限度額を改定する。 1試料につき 4,120円 → 4,160円</p> <p>5 複本手数料の限度額を改定する。 1枚につき 3,130円 → 3,180円</p> <p>6 試験機械の設備使用料の限度額を改定する。 1時間、1日又は1回につき 21,890円 → 22,300円</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>
36	岡山県岡山セラミックスセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県岡山セラミックスセンターの円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 研究室(大)</p>

番号	題名	提案課	概	要
			1室1月につき 47,660円 → 48,610円	
			(2) 研究室(小)	
			1室1月につき 40,850円 → 41,660円	
			(3) セミナー室	
			1時間につき 1,880円 → 1,910円	
			2 次の設備の利用料金の基準額を定める。	
			(1) 蛍光エックス線分析装置	
			定量分析に使用するとき	
			1時間につき 9,600円	
			(2) 二色式熱画像カメラシステム	
			1時間につき 2,190円	
			3 次の設備の利用料金の基準額を改定する。	
			(1) カーボン分析装置	
			1時間につき 3,490円 → 3,550円	
			(2) 走査型電子顕微鏡	
			ア 観察に使用するとき	
			1時間につき 4,470円 → 4,560円	
			イ 分析に使用するとき	
			1時間につき 8,940円 → 9,130円	
			(3) 熱分析システム	
			8時間につき 13,370円 → 13,620円	
			(4) 紫外可視分光光度計	
			1時間につき 2,010円 → 2,040円	
			(5) デジタルマイクロスコープ	
			1時間につき 2,090円 → 2,120円	
			(6) 酸素・窒素分析装置	
			1時間につき 15,290円 → 15,580円	
			(7) 蛍光顕微鏡システム	
			1時間につき 2,110円 → 2,150円	
			(8) レーザー顕微鏡	
			1時間につき 2,300円 → 2,340円	
			(9) 蛍光エックス線分析装置	
			半定量分析に使用するとき	
			1時間につき 9,600円 → 9,780円	
			(10) 示差熱・熱重量同時測定装置	
			4時間につき 10,360円 → 10,550円	
			(11) 水分測定装置	
			ア 測定条件が室温のとき	
			1時間につき 2,940円 → 3,010円	
			イ 測定条件が熱間(130度未満)のとき	
			4時間につき 9,770円 → 10,020円	
			ウ 測定条件が熱間(130度以上1,000度以下)のとき	
			8時間につき 25,250円 → 25,900円	
			(12) 超高温微小領域エックス線回折装置	

番号	題名	提案課	概	要
			ア 測定条件が室温のとき 1時間につき	9,500円 → 9,740円
			イ 測定条件が熱間のとき 4時間につき	122,190円 → 125,360円
			(13) 微構造連続撮影解析装置 1時間につき	820円 → 840円
			(14) ICP発光分析装置 1時間につき	7,700円 → 7,860円
			(15) 走査電子顕微鏡分析システム 1時間につき	10,630円 → 10,830円
			(16) 粒度分布測定装置 1時間につき	2,040円 → 2,080円
			(17) 炭素・硫黄分析装置 1時間につき	4,010円 → 4,090円
			(18) 流動式比表面積自動測定装置 1時間につき	1,510円 → 1,530円
			(19) 熱定数測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき	2,870円 → 2,930円
			イ 測定条件が熱間のとき 4時間につき	11,770円 → 12,020円
			(20) 万能材料試験機 (最大荷重が10トン未満のもの) 1時間につき	2,580円 → 2,630円
			(21) 万能材料試験機 (最大荷重が100トン未満のもの) 1時間につき	1,920円 → 1,960円
			(22) 真密度測定装置 1時間につき	1,170円 → 1,190円
			(23) 硬度計 1時間につき	930円 → 940円
			(24) 熱伝導率測定装置 ア 測定条件が室温のとき 1時間につき	4,070円 → 4,140円
			イ 測定条件が熱間のとき 8時間につき	17,780円 → 18,110円
			(25) 荷重軟化試験機 8時間につき	25,600円 → 26,080円
			(26) 高熱伝導率測定装置 8時間につき	28,510円 → 29,130円
			(27) 電気管状炉 8時間につき	14,000円 → 14,300円
			(28) 熱間圧縮強さ測定装置 8時間につき	57,250円 → 58,330円
			(29) 高温粘性測定装置 8時間につき	72,930円 → 74,310円

番号	題名	提案課	概	要
			(30)熱膨張試験装置 8時間につき	30,910円 → 31,490円
			(31)動弾性率測定装置 1時間につき	2,220円 → 2,260円
			(32)熱間曲げ試験機 8時間につき	29,840円 → 30,610円
			(33)細孔分布測定装置 1時間につき	6,060円 → 6,170円
			(34)熱間クリーブ試験装置 8時間につき	16,840円 → 17,170円
			(35)ジョークラッシャー 1時間につき	470円 → 480円
			(36)ボールミル 4時間につき	760円 → 770円
			(37)ヘンセルミキサー 1時間につき	630円 → 640円
			(38)ダイヤモンドマシン 1時間につき	3,450円 → 3,510円
			(39)小型混練機 1時間につき	3,330円 → 3,390円
			(40)精密加工機 1時間につき	1,880円 → 1,920円
			(41)多目的高温炉 8時間につき	47,310円 → 48,540円
			(42)粉砕機 1時間につき	580円 → 590円
			(43)精密平面研削盤 1時間につき	4,320円 → 4,400円
			(44)前扉式高温電気炉 8時間につき	16,520円 → 16,830円
			(45)炉床昇降式高温炉 8時間につき	14,500円 → 14,770円
			(46)小型試料切断機 1時間につき	1,770円 → 1,800円
			(47)冷間等方圧プレス 1時間につき	2,350円 → 2,390円
			(48)測定器、記録計、前処理機その他の計測機器 1台1時間につき	770円 → 780円
			4 設備のうち、旋盤を廃止する。	(施行期日 令和6年4月1日)

番号	題名	提案課	概要																																				
37	岡山県テクノサポート岡山条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県テクノサポート岡山の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 大会議室</p> <table border="0"> <tr> <td>全室1時間につき</td> <td>6,480円</td> <td>→</td> <td>6,590円</td> </tr> <tr> <td>大室1時間につき</td> <td>3,870円</td> <td>→</td> <td>3,930円</td> </tr> <tr> <td>小室1時間につき</td> <td>2,500円</td> <td>→</td> <td>2,540円</td> </tr> </table> <p>(2) 中会議室</p> <table border="0"> <tr> <td>全室1時間につき</td> <td>2,820円</td> <td>→</td> <td>2,860円</td> </tr> <tr> <td>半室1時間につき</td> <td>1,460円</td> <td>→</td> <td>1,480円</td> </tr> </table> <p>(3) 小会議室</p> <table border="0"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>620円</td> <td>→</td> <td>630円</td> </tr> </table> <p>(4) 円卓会議室</p> <table border="0"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>1,250円</td> <td>→</td> <td>1,270円</td> </tr> </table> <p>(5) 研修室</p> <table border="0"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>1,980円</td> <td>→</td> <td>2,010円</td> </tr> </table> <p>(6) 交流サロン（専用して利用する場合に限る。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1時間につき</td> <td>4,080円</td> <td>→</td> <td>4,140円</td> </tr> </table> <p>2 設備のうち、スライド映写機、ビデオプロジェクター及びパーソナルコンピュータを廃止する。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>	全室1時間につき	6,480円	→	6,590円	大室1時間につき	3,870円	→	3,930円	小室1時間につき	2,500円	→	2,540円	全室1時間につき	2,820円	→	2,860円	半室1時間につき	1,460円	→	1,480円	1時間につき	620円	→	630円	1時間につき	1,250円	→	1,270円	1時間につき	1,980円	→	2,010円	1時間につき	4,080円	→	4,140円
全室1時間につき	6,480円	→	6,590円																																				
大室1時間につき	3,870円	→	3,930円																																				
小室1時間につき	2,500円	→	2,540円																																				
全室1時間につき	2,820円	→	2,860円																																				
半室1時間につき	1,460円	→	1,480円																																				
1時間につき	620円	→	630円																																				
1時間につき	1,250円	→	1,270円																																				
1時間につき	1,980円	→	2,010円																																				
1時間につき	4,080円	→	4,140円																																				
38	岡山県計量法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>計量法に基づく特定計量器の検定等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>計量法に基づく計量器の検定、検査等に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1 特定計量器の検定</p> <table border="0"> <tr> <td>1個につき</td> <td>60円～23,150円にひょう量 に応じた額を加えた額</td> <td>→</td> <td>60円～23,270円にひょう量 に応じた額を加えた額</td> </tr> </table> <p>2 特殊容器の製造者の指定</p> <table border="0"> <tr> <td>1件につき</td> <td>163,950円</td> <td>→</td> <td>164,200円</td> </tr> </table> <p>3 特定計量器の定期検査</p> <table border="0"> <tr> <td>1個につき</td> <td>10円～30,750円にひょう量 に応じた額を加えた額</td> <td>→</td> <td>10円～30,900円にひょう量 に応じた額を加えた額</td> </tr> </table> <p>4 届出製造事業者の指定に係る検査</p> <table border="0"> <tr> <td>1件につき</td> <td>429,280円</td> <td>→</td> <td>429,650円</td> </tr> </table> <p>5 基準器検査</p> <table border="0"> <tr> <td>1個につき</td> <td>480円～ 34,210円</td> <td>→</td> <td>480円～ 34,230円</td> </tr> </table> <p>6 計量証明の事業の登録</p> <table border="0"> <tr> <td>1件につき</td> <td>54,480円</td> <td>→</td> <td>54,680円</td> </tr> </table>	1個につき	60円～23,150円にひょう量 に応じた額を加えた額	→	60円～23,270円にひょう量 に応じた額を加えた額	1件につき	163,950円	→	164,200円	1個につき	10円～30,750円にひょう量 に応じた額を加えた額	→	10円～30,900円にひょう量 に応じた額を加えた額	1件につき	429,280円	→	429,650円	1個につき	480円～ 34,210円	→	480円～ 34,230円	1件につき	54,480円	→	54,680円												
1個につき	60円～23,150円にひょう量 に応じた額を加えた額	→	60円～23,270円にひょう量 に応じた額を加えた額																																				
1件につき	163,950円	→	164,200円																																				
1個につき	10円～30,750円にひょう量 に応じた額を加えた額	→	10円～30,900円にひょう量 に応じた額を加えた額																																				
1件につき	429,280円	→	429,650円																																				
1個につき	480円～ 34,210円	→	480円～ 34,230円																																				
1件につき	54,480円	→	54,680円																																				

番号	題名	提案課	概要
			<p>7 計量証明事業者使用の特定計量器の計量証明検査 1個につき 10円～ 128,630円 → 10円～ 129,700円</p> <p>8 適正計量管理事業所の指定に係る検査 1件につき 7,530円 → 7,580円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
39	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例の一部を改正する条例	産業振興課	<p>岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 研究室（大） 1室1月につき 92,180円 → 94,450円</p> <p>2 研究室（小） 1室1月につき 47,130円 → 47,960円</p> <p>3 試作開発室 1室1月につき 183,330円 → 187,300円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
40	岡山県農林水産総合センター条例の一部を改正する条例	農政企画課	<p>岡山県農林水産総合センターの円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 森林研究所の研修室（大）において冷暖房設備を利用する場合にあっては、冷暖房設備を利用する1時間につき300円を加算することとする。</p> <p>2 次の施設の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 生物科学研究所 ア 個室研究室 1室1月につき 35,250円 → 35,640円 イ 研修室 1時間につき 1,040円 → 1,380円</p> <p>(2) 森林研究所 ア 研修室（小） 1時間につき 2,040円 → 2,150円 イ 木材加工研修室 1時間につき 480円 → 490円 ウ 研修室（小）の冷暖房設備 1時間につき 190円 → 210円 エ 森の館研修室の冷暖房設備 1時間につき 210円 → 240円 オ 木材加工研修室の冷暖房設備 1時間につき 110円 → 150円</p> <p>(3) 農業大学校</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 研修交流ホール (ア) 営利又は宣伝を目的とする利用 1時間につき 3,400円 → 3,880円 (イ) その他の利用 1時間につき 1,690円 → 1,940円 イ 研修交流ホールの冷暖房設備 (ア) 営利又は宣伝を目的とする利用 1時間につき 840円 → 1,230円 (イ) その他の利用 1時間につき 410円 → 610円 3 森林研究所の次の設備の使用料の額を改定する。 (1) 伐倒練習機 1時間につき 1,350円 → 1,370円 (2) 風倒木伐採装置 1時間につき 1,270円 → 1,290円 (3) 枝払練習装置 1時間につき 580円 → 590円 4 次の手数料の額を改定する。 (1) 畜産研究所の牛の受精卵の雌雄の判別 1卵につき 9,840円 → 9,990円 (2) 水産研究所の魚病検査 1件につき 21,700円 → 22,170円 5 生物科学研究所の設備を廃止する。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
41	岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例の一部を改正する条例	農産課	<p>岡山県立青少年農林文化センター三徳園の円滑な管理運営を図るため、施設等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 次の施設及び設備の利用料金の基準額を改定する。 1 矢野館 1時間につき 450円 → 490円 2 研修交流館会議室の冷暖房設備 1時間につき 410円 → 530円 3 矢野講堂の冷暖房設備 1時間につき 410円 → 600円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
42	岡山県営と畜場条例の一部を改正する条例	畜産課	<p>岡山県営と畜場の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額を適正な額に改めるものである。 【主な内容】 施設の使用料の額を改定する。 牛及び馬に係るもの 1頭につき 2,220円 → 2,720円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>

番号	題名	提案課	概要
43	岡山県営食肉地方卸売市場条例の一部を改正する条例	畜産課	<p>岡山県営食肉地方卸売市場の円滑な管理運営を図るため、施設使用料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 施設使用料の額を改定する。 会議室使用料 1回につき 1,630円 → 1,680円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
44	岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	畜産課 治山課	<p>家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 家畜改良増殖法等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 家畜人工授精師の免許の申請に対する審査 1件につき 1,820円 → 1,840円</p> <p>(2) 家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査 1件につき 5,750円 → 5,800円</p> <p>(3) 家畜人工授精師免許証の書換え交付 1件につき 1,720円 → 1,740円</p> <p>(4) 家畜人工授精師免許証の再交付 1件につき 1,720円 → 1,740円</p> <p>(5) 家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付 1件につき 1,720円 → 1,740円</p> <p>(6) 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 1件につき 1,720円 → 1,740円</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書に係る事務</p> <p>ア 身分証明書の書換え交付 1件につき 2,120円 → 2,130円</p> <p>イ 身分証明書の再交付 1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(2) 高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査 1件につき 29,980円 → 30,400円</p> <p>(3) 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 12,060円 → 12,300円</p> <p>(4) 再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに限る。以下同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 29,980円 → 30,500円</p> <p>(5) 再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>1件につき 12,070円 → 12,300円</p> <p>(6) 指定医薬品以外の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 7,260円 → 7,340円</p> <p>(7) 指定医薬品以外の医薬品の販売又は授与に必要な資質を有することの確認のための試験に合格した者とみなされる者の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 7,260円 → 7,340円</p> <p>(8) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付</p> <p>1件につき 2,120円 → 2,170円</p> <p>(9) 医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付</p> <p>1件につき 2,950円 → 2,990円</p> <p>(10) 販売従事登録証の書換え交付</p> <p>1件につき 2,050円 → 2,120円</p> <p>(11) 販売従事登録証の再交付</p> <p>1件につき 2,950円 → 3,040円</p> <p>3 林業種苗法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 生産事業者の登録の申請に対する審査</p> <p>1件につき 6,400円 → 6,430円</p> <p>(2) 講習会の開催</p> <p>1回につき 14,170円 → 14,290円</p> <p>(3) 生産事業者の登録証の書替え交付</p> <p>1件につき 3,500円 → 3,510円</p> <p>(4) 生産事業者の登録証の再交付</p> <p>1件につき 3,000円 → 3,010円</p> <p>(5) 種穂が育種母樹等から採取されたものであること又は苗木が育種母樹等から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査</p> <p>ア 種穂</p> <p>1件につき</p> <p>36,050円に種子にあつては 36,220円に種子にあつては</p> <p>1キログラムにつき5,920円、穂木にあつては1万本につき5,110円を合算した額 → 1キログラムにつき5,950円、穂木にあつては1万本につき5,140円を合算した額</p> <p>イ 苗木</p> <p>1件につき</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>36,050円に幼苗にあつては1万本につき3,620円、幼苗以外の苗木にあつては1万本につき5,710円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額を合算した額</p> <p style="text-align: right;">→ 36,220円に幼苗にあつては1万本につき3,640円、幼苗以外の苗木にあつては1万本につき5,740円に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額を合算した額 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
45	岡山県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	耕地課	<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正に鑑み、農地中間管理機構関連事業で農地中間管理機構が農業経営等の委託を受けた土地において、農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が当該委託の解除をした場合には、特別徴収金を徴収することとする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 農地中間管理機構関連事業で農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内において農地中間管理機構が農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けた土地について、農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該事業の計画を定めた旨を公告した日（2において「公告日」という。）以後工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該委託の解除をした場合には、当該者から特別徴収金を徴収することとする。</p> <p>2 農地中間管理機構に農業経営等の委託をした者が、当該委託の解除をした場合であつて、引き続き当該委託の解除に係る土地について農地中間管理権を設定した場合において、公告日以後における当該委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が15年以上であるときにあつては、特別徴収金を徴収しないこととする。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
46	岡山県漁港管理条例の一部を改正する条例	水産課	<p>簡易型護岸等係留方式による小型船舶係留施設の供用開始に伴い、使用料の額を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 小型船舶係留施設で簡易型護岸等係留方式によるものの使用料の額を定める。</p> <p>(1) プレジャーボート</p> <p>ア 1月1隻につき 4,260円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 2,760円)</p> <p>イ 1年1隻につき 42,680円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 27,740円)</p> <p>(2) その他の船舶</p> <p>ア 1月1隻につき 9,920円</p> <p>イ 1年1隻につき 99,260円</p> <p>2 小型船舶係留施設で棧橋係留方式によるものの使用料の額を改定す</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>る。</p> <p>(1) プレジャーボート</p> <p>ア 1月1隻につき 7,530円 → 7,650円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 5,330円 → 5,420円)</p> <p>イ 1年1隻につき 75,420円 → 76,700円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 53,420円 → 54,320円)</p> <p>(2) その他の船舶</p> <p>ア 1月1隻につき 15,280円 → 15,530円</p> <p>イ 1年1隻につき 152,950円 → 155,550円</p> <p>3 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和6年5月1日)</p>
47	岡山県漁港管理条例及び岡山県普通海域管理条例の一部を改正する条例	水産課 監理課	<p>漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく認定計画実施者は、土砂採取料又は占用料を納付しなければならないこととする等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県漁港管理条例及び岡山県普通海域管理条例において引用する漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改める。</p> <p>2 岡山県漁港管理条例の一部改正 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく認定計画実施者（一定の者に限る。）は、土砂採取料又は占用料を納付しなければならないこととする。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
48	岡山県土木関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	監理課 建築指導課 住宅課	<p>建築基準法に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 建築基準法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 床面積の合計の区分に応じ 1件につき 9,120円～560,840円 → 9,220円～567,490円 (500㎡以内で構造計算書の添付を要しないもの 1件につき 6,090円～28,430円 → 6,160円～28,760円)</p> <p>(2) 構造計算適合性判定 床面積の区分に応じ ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの 1件につき 121,020円～412,000円 → 122,730円～417,150円 イ その他のもの</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 161,440円～724,100円 →163,590円～732,890円</p> <p>(3) 中間検査を受けていない建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査 床面積の合計の区分に応じ 1件につき 11,160円～459,200円 →11,280円～464,630円</p> <p>(4) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査の申請及び完了の通知に対する審査 床面積の合計の区分に応じ 1件につき 11,160円～454,130円 →11,280円～459,510円</p> <p>(5) 建築物に関する中間検査の申請に対する審査 床面積の合計の区分に応じ 1件につき 11,160円～402,430円 →11,280円～407,220円</p> <p>(6) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 1件につき 120,450円 → 122,940円</p> <p>(7) 道路位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査 開発区域の面積の区分に応じ ア 1,000㎡未満のもの 1件につき 50,660円 → 51,230円 イ 1,000㎡以上3,000㎡未満のもの 1件につき 86,150円 → 87,110円</p> <p>(8) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(9) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築の許可の申請に対する審査 1件につき 34,040円 → 34,550円</p> <p>(10) 公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 34,040円 → 34,550円</p> <p>(11) 道路内における建築の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(12) 公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(13) 壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(14) 用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 1件につき 182,450円 → 184,180円</p> <p>(15) 特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可の申請に対する審査</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1件につき 117,860円 → 119,540円 (16) 日常生活に必要な建築物で、住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの建築に係る特例許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 156,140円 → 158,460円 (17) 特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (18) 建築物の床面積の不算入に係る認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 27,820円 → 28,210円 (19) 建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (20) 建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 34,040円 → 34,550円 (21) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 34,040円 → 34,550円 (22) 建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (23) 建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 27,820円 → 28,210円 (24) 建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (25) 建築物の高さの許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (26) 日影による建築物の高さの許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (27) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>1件につき 27,820円 → 28,210円 (28) 特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (29) 高度利用地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (30) 高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (31) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円 (32) 景観地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき 167,580円 → 169,810円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(33) 景観地区内における建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(34) 景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(35) 景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(36) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(37) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(38) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(39) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(40) 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(41) 地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(42) 防災街区整備地区計画の区域内における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(43) 地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(44) 地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(45) 地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(46) 地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(47) 予定道路に係る建築物の延べ面積に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>(48) 仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 120,450円 → 122,940円</p> <p>(49) 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき 147,830円 → 149,800円</p> <p>(50) 建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 1件につき 6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額 → 6,540円に現に存する建築物の数に12,050円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(51) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(52) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(53) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(54) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(55) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 27,820円 → 28,210円</p> <p>(56) 建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 1件につき 120,450円 → 122,940円</p> <p>(57) 建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 1件につき 147,830円 → 149,800円</p> <p>(58) 建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 ア 建築設備を設置する場合（イの場合を除く。） 1件につき 12,180円 → 12,320円 （小荷物専用昇降機の場合 6,080円 → 6,150円） イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>1 件につき 7,090円 → 7,170円 (小荷物専用昇降機の場合 3,040円 → 3,070円)</p> <p>(59) 建築設備に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する審査 1 件につき 18,250円 → 18,450円 (小荷物専用昇降機の場合 11,160円 → 11,290円)</p> <p>(60) 工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査 ア 工作物を築造する場合 (イの場合を除く。) 1 件につき 11,150円 → 11,280円 イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1 件につき 6,080円 → 6,150円</p> <p>(61) 工作物に関する完了検査の申請又は完了の通知に対する審査 1 件につき 13,200円 → 13,350円</p> <p>2 建築基準法施行令に基づく事務について、手数料の額を定める。 (1) 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円 (2) 道路内における建築の制限の適用除外に係る大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 28,210円</p> <p>3 租税特別措置法等に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 新築住宅等の床面積の合計の区分に応じ 1 件につき 6,460円～59,190円 → 6,470円～59,190円 (2) 特定民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 33,380円 → 33,480円 (3) 地区外転出事情があることについての認定の申請に対する審査 1 件につき 24,850円 → 25,190円</p> <p>4 浄化槽法に基づく浄化槽工事業に係る登録の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1 件につき 33,450円 → 33,880円</p> <p>5 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請及びサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 住戸の数の区分に応じ 1 件につき (1) 1 戸以上10 戸以下のもの 25,360円 → 25,700円 (2) 11 戸以上20 戸以下のもの 29,400円 → 29,800円 (3) 21 戸以上30 戸以下のもの 33,450円 → 33,900円 (4) 31 戸以上40 戸以下のもの 37,500円 → 38,010円 (5) 41 戸以上50 戸以下のもの 41,550円 → 42,110円 (6) 51 戸以上70 戸以下のもの 49,650円 → 50,320円 (7) 71 戸以上100 戸以下のもの 61,800円 → 62,630円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(8) 101戸以上のもの 73,950円 → 74,940円</p> <p>6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。 1件につき 167,580円 → 169,810円</p> <p>7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 住宅を新築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下7において「確認書等」という。）の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 12,400円 → 12,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等（区分所有住宅を除く。以下7において同じ。） 床面積の合計の区分に応じ、 22,800円～378,000円を当 23,000円～382,100円を当該認定の申請に係る住戸の → 当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 22,800円～ 378,000円 → 23,000円～382,100円</p> <p>イ 確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 46,800円 → 47,300円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 110,200円～3,479,700円を 111,400円～3,518,300円を当該認定の申請に係る住戸 → 当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 110,200円～ 3,479,700円 → 111,400円～ 3,518,300円</p> <p>(2) 住宅を増築し、又は改築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 確認書等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 18,700円 → 18,900円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～567,000円を当 34,600円～573,200円を当該認定の申請に係る住戸の → 当該認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～ 567,000円 → 34,600円～ 573,200円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>イ 確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 70,400円 → 71,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～5,229,700円を 168,400円～5,317,000円を 当該認定の申請に係る住戸 → 当該認定の申請に係る住戸 の数で除して得た額 の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～ 5,229,700円 → 168,400円～ 5,317,000円</p> <p>(3) 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 確認書等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 18,700円 → 18,900円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～567,000円を当 34,600円～573,200円を当 当該認定の申請に係る住戸の → 当該認定の申請に係る住戸の 数で除して得た額 数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～ 567,000円 → 34,600円～ 573,200円</p> <p>イ 確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 70,400円 → 71,500円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～5,229,700円を 168,400円～5,317,000円を 当該認定の申請に係る住戸 → 当該認定の申請に係る住戸 の数で除して得た額 の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～ 5,229,700円 → 168,400円～ 5,317,000円</p> <p>(4) 住宅を新築する際に認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 23,400円 → 23,600円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、</p>

番号	題名	提案課	概	要
			<p>110,200円～3,479,700円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 110,200円～ 3,479,700円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 22,800円～378,000円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>(イ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 22,800円～378,000円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>(5) 住宅を新築する際に認定を受けたもの以外の認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、確認書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 35,200円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～5,229,700円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～ 5,229,700円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 9,300円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、</p>	<p>111,400円～3,518,300円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>→ 111,400円～ 3,518,300円</p> <p>→ 23,000円～382,100円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>→ 23,000円～382,100円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>→ 168,400円～5,317,000円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>→ 168,400円～ 5,317,000円</p> <p>→ 9,400円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>34,300円～567,000円に 2分の1を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額</p> <p>→ 34,600円～573,200円に 2分の1を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～567,000円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>→ 34,600円～573,200円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>(6) 認定長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 ア 住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることとする基準に 係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について、確認 書等のいずれについても提出がない場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 35,200円 → 35,700円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～5,229,700円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>→ 168,400円～5,317,000円を 当該建築物における変更の 認定の申請に係る住戸の数 で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 165,700円～5,229,700円 → 168,400円～5,317,000円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 9,300円 → 9,400円</p> <p>(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～567,000円に 2分の1を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額</p> <p>→ 34,600円～573,200円に 2分の1を乗じて得た額 を当該建築物における変 更の認定の申請に係る住 戸の数で除して得た額</p> <p>(ウ) 区分所有住宅 床面積の合計の区分に応じ、 34,300円～567,000円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>→ 34,600円～573,200円に 2分の1を乗じて得た額</p> <p>8 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計 画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機 関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合にあつ ては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。）が交 付する適合証等の提出がある場合</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 4,550円 → 4,600円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分(人の居住のみの用に供するものに限る。以下8において同じ。)がある場合 戸数等の区分に応じ、 13,750円～ 367,090円 → 13,900円～ 371,160円 (イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 4,550円～ 168,880円 → 4,600円～ 170,750円</p> <p>ウ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 22,950円～ 565,300円 → 23,200円～ 571,570円 (イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 13,750円～ 367,090円 → 13,900円～ 371,160円</p> <p>エ 複合建築物の非居住部分以外の部分 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 13,750円～ 367,090円 → 13,900円～ 371,160円 (イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 4,550円～ 168,880円 → 4,600円～ 170,750円</p> <p>オ 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 9,200円～ 198,210円 → 9,300円～ 200,410円</p> <p>カ 非住宅建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 9,200円～ 198,210円 → 9,300円～ 200,410円</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 1件につき 33,670円 → 34,040円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 140,860円～1,075,000円 → 142,410円～ 1,086,930円 (イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、 33,670円～ 579,470円 → 34,040円～ 585,900円</p> <p>ウ 複合建築物の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 378,510円～1,966,960円 → 382,690円～ 1,988,790円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(イ) 共用部分がない場合 戸数等の区分に応じ、 271,320円～1,471,430円 → 274,320円～ 1,487,760円</p> <p>エ 複合建築物の非居住部分以外の部分</p> <p>(ア) 共用部分がある場合 戸数等の区分に応じ、 140,860円～1,075,000円 → 142,410円～ 1,086,930円</p> <p>(イ) 共有部分がない場合 戸数の区分に応じ、 33,670円～ 579,470円 → 34,040円～ 585,900円</p> <p>オ 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 237,650円～ 891,960円 → 240,280円～ 901,860円</p> <p>カ 非住宅建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 237,650円～ 891,960円 → 240,280円～ 901,860円</p> <p>9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料の額を改定する。</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p> <p>ア 工場等 床面積の合計の区分に応じ、 27,100円～ 236,000円 → 27,490円～ 239,440円</p> <p>イ その他の建築物 床面積の合計の区分に応じ、 113,000円～ 896,000円 → 114,640円～ 909,080円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,800円 → 4,880円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 9,700円～ 83,400円 → 9,860円～ 84,790円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 9,700円～ 208,000円 → 9,860円～ 211,470円</p> <p>(エ) 複合建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 19,400円～ 291,400円 → 19,720円～ 296,260円</p> <p>(オ) 複合建築物の非居住部分以外の部分 床面積の合計の区分に応じ、 9,700円～ 83,400円 → 9,860円～ 84,790円</p> <p>(カ) 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>9,700円～208,000円 → 9,860円～211,470円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、 18,000円～39,600円 → 18,300円～40,260円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,000円～291,000円 → 34,560円～295,850円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 90,300円～906,000円 → 91,800円～921,130円</p> <p>(エ) 複合建築物の建築物全体 床面積の合計の区分に応じ、 124,300円～1,197,000円 → 126,360円～1,216,980円</p> <p>(オ) 複合建築物の非居住部分以外の部分 床面積の合計の区分に応じ、 34,000円～291,000円 → 34,560円～295,850円</p> <p>(カ) 複合建築物の非居住部分 床面積の合計の区分に応じ、 90,300円～906,000円 → 91,800円～921,130円</p> <p>(3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p> <p>ア 適合証等の提出がある場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,800円 → 4,880円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 9,700円～83,400円 → 9,860円～84,790円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 9,700円～208,000円 → 9,860円～211,470円</p> <p>(エ) 複合建築物 床面積の合計の区分に応じ、 19,400円～291,400円 → 19,720円～296,260円</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、 18,000円～39,600円 → 18,300円～40,260円</p> <p>(イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、 34,000円～291,000円 → 34,560円～295,850円</p> <p>(ウ) 非住宅建築物 床面積の合計の区分に応じ、 90,300円～906,000円 → 91,800円～921,130円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(エ) 複合建築物 床面積の合計の区分に応じ、 124,300円～1,197,000円 → 126,360円～1,216,980円</p> <p>10 岡山県土木関係手数料徴収条例において引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の名称を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の名称を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則に改める。</p> <p>11 岡山県県土保全条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第5条の規定による改正前の岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法に基づく事務に係る手数料の額を改定する。 (1) 宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査 切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、 1件につき 12,130円～435,210円 → 12,170円～436,720円 (2) 宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査に係る手数料の上限額 1件につき 435,210円 → 436,720円</p> <p>12 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
49	岡山県港湾施設管理及び利用条例の一部を改正する条例	港湾課	<p>県の管理する港湾施設の円滑な管理運営を図るため、港湾施設使用料の額を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 港湾施設の使用料の額及び利用料金の基準額並びにこれらの限度額を改定する。</p> <p>(1) 係留施設のうちその他の船舶に係るもの</p> <p>ア 水深7.5m未満の係留施設 1係留総トン数1トンにつき 4円50銭～6円10銭に24時間を超える12時間までごと → 4円60銭～6円20銭に24時間を超える12時間までごとに3円を加算した額 → 3円10銭を加算した額</p> <p>イ 水深7.5m以上12m以下の係留施設 1係留総トン数1トンにつき 6円80銭～9円10銭に24時間を超える12時間までごと → 6円90銭～9円20銭に24時間を超える12時間までごとに4円50銭を加算した額 → 4円60銭を加算した額</p> <p>ウ 水深12mを超える係留施設 1係留総トン数1トンにつき</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>13円20銭～17円70銭に24時間を超える12時間までごとに8円80銭を加算した額 → 13円40銭～18円に24時間を超える12時間までごとに8円90銭を加算した額</p> <p>(2) 小型船舶係留施設</p> <p>ア プレジャーボート</p> <p>(ア) 1月1隻につき</p> <p>簡易型護岸等係留方式</p> <p>4,190円 → 4,260円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 2,710円 → 2,760円)</p> <p>護岸等係留方式 5,550円 → 5,640円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 3,760円 → 3,820円)</p> <p>簡易型栈橋係留方式</p> <p>6,170円 → 6,270円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 4,280円 → 4,350円)</p> <p>栈橋係留方式 7,530円 → 7,650円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 5,330円 → 5,420円)</p> <p>(イ) 1年1隻につき</p> <p>簡易型護岸等係留方式</p> <p>41,890円 → 42,680円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 27,230円 → 27,740円)</p> <p>護岸等係留方式 55,510円 → 56,450円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 37,770円 → 38,340円)</p> <p>簡易型栈橋係留方式</p> <p>61,800円 → 62,850円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 42,950円 → 43,680円)</p> <p>栈橋係留方式 75,420円 → 76,700円 (全長が6m未満のもので、船室等を設けないもの 53,420円 → 54,320円)</p> <p>イ その他の船舶</p> <p>(ア) 1月1隻につき</p> <p>簡易型護岸等係留方式</p> <p>9,740円 → 9,920円</p> <p>護岸等係留方式 11,200円 → 11,390円</p> <p>簡易型栈橋係留方式</p> <p>13,820円 → 14,050円</p> <p>栈橋係留方式 15,280円 → 15,530円</p> <p>(イ) 1年1隻につき</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>簡易型護岸等係留方式 97,410円 → 99,260円</p> <p>護岸等係留方式 112,080円 → 113,980円</p> <p>簡易型栈橋係留方式 138,280円 → 140,630円</p> <p>栈橋係留方式 152,950円 → 155,550円</p> <p>(3) 野積場及び港湾施設用地</p> <p>ア 一般使用（1日1㎡につき）</p> <p>（ア）甲地 4円70銭 → 4円78銭</p> <p>（イ）乙地 3円62銭 → 3円68銭</p> <p>（ウ）丙地 2円34銭 → 2円38銭</p> <p>イ 専用使用（1月1㎡につき）</p> <p>（ア）甲地 164円 → 167円</p> <p>（イ）乙地 122円 → 124円</p> <p>（ウ）丙地 79円 → 80円</p> <p>(4) 上屋</p> <p>ア 一般使用の限度額（貨物を搬入した日から16日目以降1日1㎡につき） 34円 → 35円</p> <p>イ 専用使用の限度額（1月1㎡につき） 960円 → 970円</p> <p>(5) 鉄鋼上屋及びくん蒸上屋</p> <p>ア 一般使用の限度額（貨物を搬入した日から16日目以降1日1㎡につき） 39円 → 40円</p> <p>イ 専用使用の限度額（1月1㎡につき） 920円 → 930円</p> <p>(6) 固定式荷役機械</p> <p>ア 一般使用の限度額（1時間1台につき） 5,710円～17,150円 → 5,810円～17,470円</p> <p>イ 専用使用の限度額（1月1台につき） 673,200円～897,600円 → 685,900円～914,600円</p> <p>(7) 移動式荷役機械</p> <p>ア 一般使用（1時間1台につき） 27,470円 → 27,990円</p> <p>イ 専用使用（1月1台につき） 2,889,420円 → 2,944,310円</p> <p>(8) コンテナ荷役機械 一般使用（30分1台につき） 32,040円 → 32,640円</p> <p>(9) 木材整理場（1月1㎡につき） 7円25銭 → 7円38銭</p> <p>2 その他規定の整備を行う。 （施行期日 令和6年5月1日）</p>

番号	題名	提案課	概要
50	岡山県牛窓ヨットハーバー条例の一部を改正する条例	港湾課	<p>岡山県牛窓ヨットハーバーの円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>1 保管施設</p> <p>(1) ディンギーヨット</p> <p>ア 1隻1日につき 410円～ 630円 → 420円～ 640円</p> <p>イ 1隻1月につき 6,170円～ 8,580円 → 6,270円～ 8,720円</p> <p>ウ 1隻1年につき 37,500円～ 62,530円 → 38,130円～ 63,590円</p> <p>(2) クルーザーヨット（陸置き）</p> <p>ア 1隻1月につき 全長が10m未満のもの 21,780円～ 58,230円 → 22,150円～ 59,210円 全長が10m以上のもの 58,230円に10mを超える1mにつき12,030円を加算した額 → 59,210円に10mを超える1mにつき12,230円を加算した額</p> <p>イ 1隻1年につき 全長が10m未満のもの 217,900円～ 582,470円 → 221,600円～ 592,370円 全長が10m以上のもの 582,470円に10mを超える1mにつき120,470円を加算した額 → 592,370円に10mを超える1mにつき122,510円を加算した額</p> <p>(3) クルーザーヨット（海置き）</p> <p>ア 1隻1日につき 2,340円～ 4,700円 → 2,380円～ 4,800円</p> <p>イ 1隻1月につき 全長が10m未満のもの 26,600円～ 64,310円 → 27,050円～ 65,400円 全長が10m以上のもの 64,310円に10mを超える1mにつき13,200円を加算した額 → 65,400円に10mを超える1mにつき13,420円を加算した額</p> <p>ウ 1隻1年につき 全長が10m未満のもの 266,080円～ 643,230円 → 270,600円～ 654,160円 全長が10m以上のもの 643,230円に10mを超える1mにつき132,000円を加算した額 → 654,160円に10mを超える1mにつき134,240円を加算した額</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>2 研修施設</p> <p>(1) 一般利用 時間区分により 小研修室 1,480円～ 2,470円 → 1,500円～ 2,510円 大研修室 3,110円～ 3,740円 → 3,160円～ 3,800円</p> <p>(2) 宿泊利用 1人1泊につき 2,470円 → 2,510円</p> <p>3 昇降施設 1隻1昇降につき 3,550円～ 5,960円 → 3,620円～ 6,060円</p> <p>4 修理施設 1隻1日につき 700円 → 710円</p> <p>5 クラブハウス</p> <p>(1) 会議室A 1時間につき 1,390円 → 1,410円</p> <p>(2) 会議室B 1時間につき 480円 → 490円</p> <p>(3) 会議室C 全室1時間につき 890円 → 900円</p> <p>6 保管庫</p> <p>(1) 保管庫A ア 1日につき 630円 → 640円 イ 1月につき 8,560円 → 8,720円 ウ 1年につき 85,720円 → 87,340円</p> <p>(2) 保管庫B ア 1月につき 6,850円 → 6,980円 イ 1年につき 68,570円 → 69,870円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
51	岡山県屋外広告物条例の一部を改正する条例	都市計画課	<p>屋外広告物の講習会の実施に係る事務の円滑な遂行を図るため、講習手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 講習手数料の額を改定する。 1人につき 3,650円 → 3,660円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
52	岡山県立都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課	<p>県立都市公園の円滑な管理運営を図るため、後楽園の使用料の額等を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】 1 公園管理者以外の者が倉敷スポーツ公園に公園施設を設置する場合の利用料金の基準額を改定する。 (1) 売店</p>

番号	題名	提案課	概	要
			1㎡1年につき 6,170円 → 6,270円	
			(2) 自動販売機	
			1台1月につき 21,360円 → 21,720円	
			2 公園管理者以外の者が次の都市公園の公園施設を管理する場合の使用料の額等を改定する。	
			(1) 後楽園	
			ア 福田茶屋	
			1月につき 26,590円 → 27,300円	
			イ 漣茶屋	
			1月につき 26,590円 → 27,300円	
			ウ 観射亭	
			1月につき 85,870円 → 88,180円	
			エ 外苑館売店	
			1月につき 220,740円 → 226,470円	
			オ 外苑館食堂	
			1月につき 439,660円 → 451,090円	
			カ タクシー駐車場	
			1㎡1年につき 10,030円 → 10,300円	
			(2) 総合グラウンド	
			総合グラウンドクラブ食堂	
			1年につき 404,370円 → 411,240円	
			3 後楽園において次の行為を行う場合の使用料の額を改定する。	
			(1) 業として行う写真の撮影	
			1台1年につき 14,550円 → 14,790円	
			(2) 業として行う映画の撮影	
			1日につき 14,550円 → 14,790円	
			4 総合グラウンドの次の施設において物品の販売及びこれに類する行為を行う場合の使用料の額を改定する。	
			(1) 陸上競技場	
			1日につき 31,420円以下 → 31,950円以下	
			(2) 補助陸上競技場	
			1日につき 31,420円以下 → 31,950円以下	
			(3) 野球場	
			1日につき 31,420円以下 → 31,950円以下	
			(4) 体育館	
			1年につき 419,030円以上 → 426,150円以上	
			838,080円以下 → 852,320円以下	
			1日につき 31,420円以下 → 31,950円以下	
			(5) 庭球場	
			1日につき 6,280円以下 → 6,380円以下	
			(6) 水泳場	
			1年につき 62,850円以上 → 63,910円以上	
			125,700円以下 → 127,830円以下	
			(7) その他の施設	

番号	題名	提案課	概	要
			<p>1年につき 209,510円以上 → 213,070円以上 419,030円以下 → 426,150円以下</p> <p>1日につき 8,370円以下 → 8,510円以下</p> <p>5 後楽園の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 15歳以上65歳未満の者（中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒その他これらに準ずる者を除く。）</p> <p>1人1回につき 410円 → 500円 （岡山県立博物館等との共通入園券による場合 320円 → 400円）</p> <p>1人1年につき 2,080円 → 2,000円</p> <p>(2) 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の児童及び生徒その他これらに準ずる者及び65歳以上の者</p> <p>1人1回につき 140円 → 200円 1人1年につき 830円 → 800円</p> <p>6 後楽園の次の施設の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 一般建物</p> <p>ア 簾池軒 1時間につき 690円 → 700円 イ 流店 1時間につき 630円 → 640円 ウ 島茶屋 1時間につき 630円 → 640円 エ 観騎亭 1時間につき 630円 → 640円 オ 茂松庵 1時間につき 1,160円 → 1,170円 カ 茶祖堂 1時間につき 2,380円 → 2,420円 キ 能舞台 1日につき 4,370円 → 4,440円 又は8,850円 → 又は9,000円</p> <p>(2) 鶴鳴館</p> <p>ア 和室 1時間につき 730円以下で部屋ごと 740円以下で部屋ごと に知事が定める額 に知事が定める額 又は1,100円以下で部 → 又は1,110円以下で部 屋ごとに知事が定め 屋ごとに知事が定め る額 る額</p> <p>イ 全館 3時間まで 11,830円 → 12,030円 又は17,750円 → 又は18,050円 3時間を超える時間につき1時間ごとに 3,160円 → 3,210円 又は 4,740円 → 又は 4,820円</p> <p>(3) 鶴鳴館本館</p> <p>ア 和室 1時間につき 730円以下で部屋ごと → 740円以下で部屋ごと に知事が定める額 に知事が定める額</p> <p>イ 全館 3時間まで 8,850円 → 9,000円 3時間を超える時間につき1時間ごとに 2,380円 → 2,420円</p> <p>ウ 調理室 1時間につき 630円 → 640円</p>	

番号	題名	提案課	概要
			<p>(4) 栄唱墨流し</p> <p>ア 栄唱の間 3時間まで 10,290円 → 10,460円 3時間を超える時間につき1時間ごとに 2,700円 → 2,740円</p> <p>イ 方竹の間 3時間まで 1,610円 → 1,630円</p> <p>ウ 墨流しの間 3時間まで 5,890円 → 5,990円 3時間を超える時間につき1時間ごとに 1,610円 → 1,630円</p> <p>(5) 駐車場 普通車 1時間につき 100円 → 40分につき 100円 大型車 1回につき 620円 → 1回につき 1,000円</p> <p>7 総合グラウンドの次の施設等の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 陸上競技場</p> <p>ア 専用使用料 区分により 3,130円～ 324,750円 → 3,180円～ 330,270円</p> <p>イ 照明設備使用料 区分により 1時間につき 5,750円～ 115,230円 → 5,840円～ 117,180円</p> <p>(2) 補助陸上競技場</p> <p>ア 専用使用料 区分により 1,030円～ 125,700円 → 1,040円～ 127,830円</p> <p>イ 照明設備使用料 専用使用 1時間につき 1,980円 → 2,010円</p> <p>(3) 野球場</p> <p>ア 専用使用料 区分により 1,500円～ 203,770円 → 1,520円～ 207,230円</p> <p>イ 練習使用料 区分により 1,000円～ 20,250円 → 1,010円～ 20,590円</p> <p>ウ 照明設備使用料 区分により 1時間につき 5,200円～ 34,370円 → 5,290円～ 35,020円</p> <p>(4) 体育館</p> <p>ア 専用使用料 (ア) メインアリーナ 区分により 1,150円～ 950,400円 → 1,160円～ 966,550円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(イ) サブアリーナ 区分により 1,150円～237,600円 → 1,160円～241,630円</p> <p>イ メインアリーナ及びサブアリーナの一般使用料 バドミントン バドミントンコート1面1時間につき 830円 → 840円</p> <p>ウ メインアリーナの冷暖房設備使用料 アリーナ 1時間につき 10,470円 → 10,640円 2階観客席 1時間につき 10,470円 → 10,640円</p> <p>エ メインアリーナの照明設備使用料 区分により 1時間につき 830円～4,700円 → 840円～4,770円</p> <p>(5) 庭球場</p> <p>ア 南コート及び北コートの一般使用料 日曜日等における使用 1面1時間につき 760円 → 770円 その他の日における使用 1面1時間につき 760円以下で知事が別に定める額 → 770円以下で知事が別に定める額</p> <p>イ 南コート及び北コートの専用使用料 区分により 860円～3,940円 → 870円～4,000円</p> <p>ウ 南コート及び北コートの照明設備使用料 1面1時間につき 950円又は980円 → 960円又は990円</p> <p>(6) 水泳場 専用使用料 区分により 1,770円～10,120円 → 1,800円～10,290円</p> <p>(7) 弓道場 専用使用料 区分により 630円～3,870円 → 640円～3,930円</p> <p>(8) 総合グラウンドクラブ</p> <p>ア 第一研修室 供用目的の使用 1時間につき 780円 → 790円 供用目的以外の使用 1時間につき 2,350円 → 2,380円</p> <p>イ 第二研修室 供用目的以外の使用 1時間につき 1,460円 → 1,480円</p> <p>(9) 駐車場 大型車 1回につき 620円 → 630円</p>

番号	題名	提案課	概	要
			(10)設備等	
			ア 報道用放送室 1室1日につき	5,160円 → 5,240円
			イ スコアボード 1日につき	4,420円 → 4,490円
			ウ 収納舞台及び収納式観客席 1日につき	12,560円 → 12,770円
			エ 放送設備	
			1式1日につき	4,420円 → 4,490円 又は5,230円 → 又は5,310円
			オ 湯沸し室 1室1日につき	870円 → 880円
			カ 大型映像装置	
			1式1時間につき	5,230円 → 5,310円 又は52,370円 → 又は53,260円
			8 倉敷スポーツ公園の次の施設等の利用料金の基準額を改定する。	
			(1) 野球場	
			ア グラウンド 区分により	1,370円～ 214,770円 → 1,390円～ 218,850円
			イ 武道場 区分により	840円～ 67,640円 → 860円～ 68,920円
			ウ エアロビクススタジオ 区分により	1,700円～ 13,400円 → 1,730円～ 13,650円
			エ その他の施設	
			(ア) スカッシュコート	1面1時間につき 740円 → 760円
			(イ) トレーニングジム	1人1回につき 410円 → 420円
			オ 附属設備及び器具	
			(ア) 照明設備	1時間につき 37,030円 → 37,730円 又は185,240円 → 又は188,750円
			(イ) スコアボード	1時間につき 4,060円 → 4,130円
			(ウ) 報道用放送室	1室1日につき 5,790円 → 5,900円
			(エ) 放送設備	1式1日につき 4,920円 → 5,010円
			(オ) 室内練習場	1時間につき 1,590円 → 1,620円

番号	題名	提案課	概	要
			(カ) トレーニングルーム 1室1時間につき 1,590円 →	1,620円
			(キ) 大会関係者室 1室1時間につき 640円 →	650円
			(ク) 発券所 1時間につき 630円 →	640円
			(ケ) 更衣室A 1室1日につき 2,160円 →	2,200円
			(コ) 会議室 1室1時間につき 640円 →	650円
			(カ) ピッチングマシン 1台1時間につき 410円 →	420円
			(シ) バッティングケージ 1台1日につき 2,120円 →	2,160円
			(ス) 防球ネット 1台1日につき 310円 →	320円
			(セ) 扇風機 1台1日につき 310円 →	320円
			(ソ) ストーブ 1台1日につき 310円 →	320円
			(タ) ソフトボール用ベース 1組1日につき 770円 →	790円
			(2) 補助野球場 ア グラウンド 区分により 950円～ 152,480円 →	960円～ 155,370円
			イ 附属設備 (ア) 照明設備 1時間につき 7,390円又は37,030円 →	7,530円又は37,730円
			(イ) スコアボード 1時間につき 630円 →	640円
			(ウ) 放送設備 1式1日につき 630円 →	640円
			(エ) 大会関係者室 1室1時間につき 640円 →	650円
			(オ) 更衣室 1室1日につき 750円 →	770円
			(3) 投球練習場 区分により 100円～ 21,460円 →	100円～ 21,860円
			(4) テニスコート ア テニスコート 日曜日等における使用 1面1時間につき 760円 →	770円

番号	題名	提案課	概要
			<p>その他の日における使用 1面1時間につき 760円以下で知事が別に定める額 → 770円以下で知事が別に定める額</p> <p>イ 照明設備 1面1時間につき 410円 → 420円</p> <p>(5) 多目的広場 区分により 1,270円～133,150円 → 1,290円～135,670円</p> <p>(6) 研修棟 1時間につき 630円又は1,270円 → 640円又は1,290円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日。ただし、5及び6(5)については同年7月1日。)</p>
53	建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築指導課	<p>建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】 建築物等の制限に関する条例において引用する建築基準法施行令の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
54	岡山県営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課	<p>県営住宅の適正な管理運営を図るため、入居者資格の条件を改めるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県営住宅の入居者資格の条件に、過去において県営住宅に入居していた者にあつては、現に未納の家賃等がないことを加える。 2 岡山県営住宅条例において引用する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。 3 その他規定の整備を行う。 <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
55	岡山県立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県立学校の円滑な管理運営を図るため、施設の使用料の額等を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の使用料の額を改定する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運動場 時間区分により 4,370円又は6,630円 → 4,440円又は6,740円 (2) 球技コート 1面1日につき 1,040円 → 1,050円 (3) 講堂、体育館又は格技場 床面積及び時間区分により 3,130円～8,430円 → 3,180円～8,570円 2 設備の使用料の限度額を改定する。

番号	題名	提案課	概要
			<p>(1) 運動場 1時間につき 1,220円 → 1,240円</p> <p>(2) 体育館 設備及び時間区分により 2,380円～20,370円 → 2,420円～20,710円</p> <p>(3) 格技場 1時間につき 690円又は840円 → 700円又は850円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
56	岡山県渋川青年の家条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県渋川青年の家の円滑な管理運営を図るため、施設の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 研修等の目的に利用する場合における施設の一般利用者の利用料金の基準額を改定する。 1人1日 400円 → 410円</p> <p>2 研修等の目的以外の目的に利用する場合における次の施設の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 第1研修室及び第2研修室 時間区分により 1,140円 → 1,160円 ～4,580円 → ～4,660円</p> <p>(2) 第3研修室 時間区分により 400円 → 410円 ～1,620円 → ～1,650円</p> <p>(3) 1-A研修室 時間区分により 180円 → 180円 ～750円 → ～760円</p> <p>(4) 3-D研修室及び3-E研修室 時間区分により 1,460円 → 1,480円 ～5,850円 → ～5,960円</p> <p>(5) ラウンジ 時間区分により 940円 → 950円 ～3,810円 → ～3,880円</p> <p>(6) 体育館 時間区分により 14,960円 → 15,240円 ～59,900円 → ～61,030円 (施行期日 令和6年4月1日)</p>
57	岡山県青少年教育センター閑谷学校条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県青少年教育センター閑谷学校の円滑な管理運営を図るため、施設等利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 研修等の目的に利用する場合における屋内施設(少年自然の家)(屋外施設を併用する場合を含む。)の一般利用者の利用料金の基準額を改定する。 1人1日 400円 → 410円</p> <p>2 研修等の目的以外の目的に利用する場合における次の施設の利用料</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(4) 美術教室、木工教室、陶芸教室、書道教室及びパソコン教室 時間区分により 780円～12,150円 → 790円～12,350円</p> <p>(5) ボランティア室 時間区分により 720円～ 2,930円 → 730円～ 2,970円</p> <p>(6) スタジオ 時間区分により 2,080円～ 8,580円 → 2,110円～ 8,740円</p> <p>(7) 試写室 時間区分により 1,370円～ 5,590円 → 1,390円～ 5,680円</p> <p>(8) サイエンスドーム ア 投影装置を使用する場合 時間区分により 51,040円～ 204,240円 →52,000円～208,120円 イ 投影装置を使用しない場合 時間区分により 8,850円 ～35,470円 → 9,010円～36,140円</p> <p>(9) 科学体験・学習広場 時間区分により 5,770円～23,130円 → 5,870円～23,560円</p> <p>(10)企画展示室 時間区分により 2,100円～ 8,470円 → 2,130円～ 8,630円</p> <p>(11)プロデュースセンター 時間区分により 1,710円～ 6,920円 → 1,740円～ 7,050円</p> <p>2 施設の冷暖房設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 視聴覚室 ア 冷房設備 1時間につき 650円 → 660円 イ 暖房設備 1時間につき 540円 → 550円</p> <p>(2) 大研修室 ア 冷房設備 1時間につき 650円 → 660円 イ 暖房設備 1時間につき 540円 → 550円</p> <p>(3) 美術教室 ア 冷房設備 1時間につき 390円 → 400円 イ 暖房設備 1時間につき 310円 → 320円</p> <p>(4) サイエンスドーム ア 冷房設備 1時間につき 1,200円 → 1,220円 イ 暖房設備 1時間につき 1,130円 → 1,150円</p> <p>(5) 科学体験・学習広場 ア 冷房設備 1時間につき 410円 → 420円 イ 暖房設備 1時間につき 310円 → 320円</p> <p>3 設備の利用料金の基準額を改定する。</p> <p>(1) 放送設備 1式1時間につき 380円 → 390円 (2) 茶道具 1式1時間につき 710円 → 720円 (3) ピアノ 1台1時間につき 1,010円 → 1,020円</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(4) 陶芸窯 1台1時間につき 920円 → 930円</p> <p>4 観覧料の基準額を改定する。</p> <p>(1) 65歳未満の者(1人1回につき)</p> <p>ア 高校生 個人の場合 300円 → 310円 30人以上の団体の場合 240円 → 250円</p> <p>イ その他の者 30人以上の団体の場合 410円 → 420円</p> <p>(2) 65歳以上の者(1人1回につき)</p> <p>個人の場合 300円 → 310円 30人以上の団体の場合 240円 → 250円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
60	岡山県教育関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状の授与等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>教育職員免許法に基づく教育職員の普通免許状及び特別免許状の授与に係る手数料の額を改定する。</p> <p>1件につき 3,710円 → 3,800円</p> <p>(施行期日 令和6年4月1日)</p>
61	岡山県立図書館条例の一部を改正する条例	教育委員会	<p>岡山県立図書館の円滑な管理運営を図るため、施設等の使用料の額を適正な額に改めるものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 施設の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 多目的ホール 時間区分により 8,040円～32,150円 → 8,170円～32,690円</p> <p>(2) サークル活動室 時間区分により 5,450円～21,780円 → 5,540円～22,150円</p> <p>(3) メディア工房(撮影室) 時間区分により 3,850円～15,400円 → 3,910円～15,660円</p> <p>(4) メディア工房(編集加工室) 時間区分により 6,900円～27,650円 → 7,010円～28,120円</p> <p>(5) デジタル情報シアター 時間区分により 5,290円～21,150円 → 5,370円～21,500円</p> <p>2 冷暖房設備の使用料の額を改定する。</p> <p>(1) 多目的ホール 1時間につき 510円 → 520円</p> <p>(2) サークル活動室 1時間につき 410円 → 420円</p> <p>(3) デジタル情報シアター 1時間につき 360円 → 370円</p>

番 号	題 名	提 案 課	概 要																								
			(施行期日 令和6年4月1日)																								
62	岡山県公立学校情報機器整備基金条例	教育委員会	<p>国が県に交付する公立学校情報機器整備事業費補助金により、公立学校における情報機器の計画的な整備等を促進し、もって教育環境の整備を図るため、岡山県公立学校情報機器整備基金を設置するものである。</p> <p>【主な内容】 岡山県公立学校情報機器整備基金を設置する。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>																								
63	岡山県警察職員定員条例の一部を改正する条例	警 察 本 部	<p>最近の治安情勢に対処するため、警察官以外の職員を増員し、定員を改める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 岡山県警察職員の定員を次のように改める。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1) 警察官</td> <td style="text-align: right;">3,511人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">3,503人</td> </tr> <tr> <td> 警部</td> <td style="text-align: right;">256人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">255人</td> </tr> <tr> <td> 警部補</td> <td style="text-align: right;">1,012人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">1,010人</td> </tr> <tr> <td> 巡査部長</td> <td style="text-align: right;">1,046人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">1,043人</td> </tr> <tr> <td> 巡査</td> <td style="text-align: right;">1,076人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">1,074人</td> </tr> <tr> <td>(2) 警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">450人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: right;">453人</td> </tr> </table> <p>2 令和7年3月31日までの間は、1にかかわらず、1(1)の警察官の計及び巡査の定員についてはそれぞれ6人を、1(2)の警察官以外の職員の定員については1人を加えたものとする。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和6年4月1日)</p>	(1) 警察官	3,511人	→	3,503人	警部	256人	→	255人	警部補	1,012人	→	1,010人	巡査部長	1,046人	→	1,043人	巡査	1,076人	→	1,074人	(2) 警察官以外の職員	450人	→	453人
(1) 警察官	3,511人	→	3,503人																								
警部	256人	→	255人																								
警部補	1,012人	→	1,010人																								
巡査部長	1,046人	→	1,043人																								
巡査	1,076人	→	1,074人																								
(2) 警察官以外の職員	450人	→	453人																								
64	岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	警 察 本 部	<p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、警備業法に基づく警備業の認定証の再交付に係る手数料を廃止する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額を改定する。</p> <p style="margin-left: 40px;">1件につき 12,700円 → 14,000円</p> <p>2 道路交通法に基づく道路の使用の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改定する。</p> <p style="margin-left: 40px;">1件につき 2,330円 → 2,340円</p> <p>3 警備業法に基づく警備業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料を廃止する。</p> <p>4 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく自動車運転代行業の認定証の再交付及び書換えに係る手数料を廃止する。</p> <p>5 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく次の事務に係る手数料を廃止する。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 探偵業を営もうとする者に対する営業の届出があったことを証する書面の交付</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 探偵業の届出内容に変更があった者に対する変更の届出があった</p>																								

番号	題名	提案課	概要
			<p>ことを証する書面の交付 (3) (1)又は(2)の書面の再交付 6 運転適性検査に係る手数料の額を改定する。 (1) 用紙による運転心理適性精密検査 1件につき 730円 → 740円 (2) 模擬運転装置による運転技能検査 1件につき 730円 → 740円 7 その他規定の整備を行う。 (施行期日 令和6年4月1日)</p>